

---

## 令和2年度第3回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和2年8月31日（月）13:30～16:30

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

### 次 第

1 開 会

2 挨拶

小笠原専門委員長

3 議 事

(1) 公共事業の再評価について

- ・農道整備事業 裨主地区（軽米町）
- ・林道整備事業 平根山線（陸前高田市）
- ・広域河川改修事業 二級河川気仙川（陸前高田市、住田町）
- ・火山砂防事業 一級河川北上川水系平笠東沢（八幡平市）
- ・都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線（盛岡市）

(2) 公共事業の事後評価結果の報告について

- ・地すべり防止事業 増沢地区（奥州市）
- ・総合流域防災事業 一級河川北上川水系南川（盛岡市）

(3) 公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

(4) 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

4 閉 会

## 岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

| 氏 名     | 職                   | 専門分野  | 備 考    |
|---------|---------------------|-------|--------|
| 石 川 奈 緒 | 岩手大学理工学部<br>准教授     | 土木環境  |        |
| 泉 桂 子   | 岩手県立大学総合政策学部<br>准教授 | 森林経理学 | 副専門委員長 |
| 小笠原 敏 記 | 岩手大学理工学部<br>教授      | 海岸工学  | 専門委員長  |
| 清 水 真 弘 | 堤研一事務所<br>公認会計士・税理士 | 企業会計  |        |
| 谷 本 真 佑 | 岩手大学理工学部<br>助教      | 交通工学  |        |
| 武 藤 由 子 | 岩手大学農学部<br>准教授      | 農業土木  |        |

(敬称略)

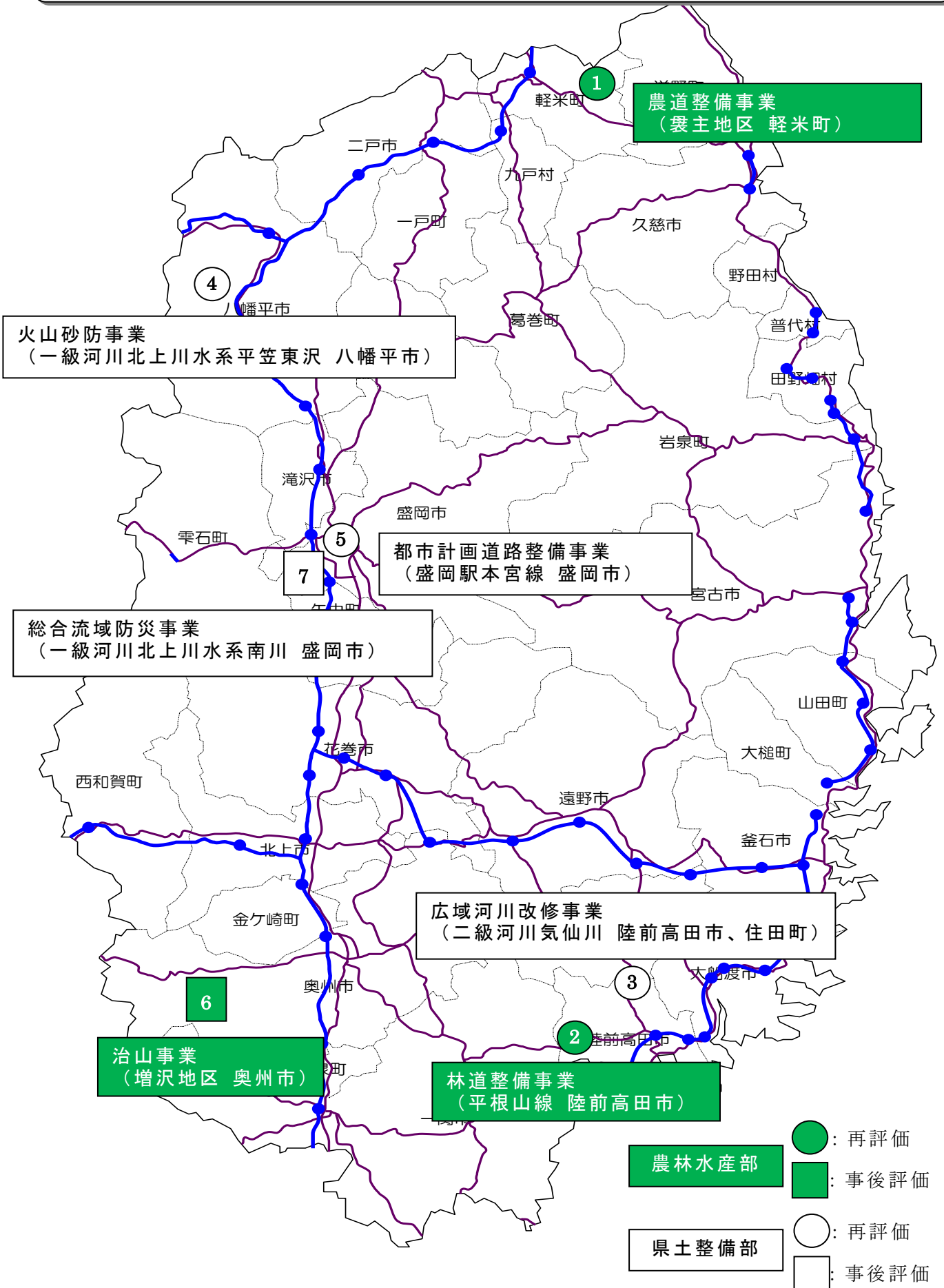
## 令和 2 年度第 3 回公共事業評価専門委員会

### 配付資料一覧

- 資料 No. 1 令和 2 年度公共事業評価地区 位置図
- 資料 No. 2 令和 2 年度公共事業再評価 継続審議資料
- 資料 No. 3 答申書(案)
- 資料 No. 4 令和 2 年度公共事業事後評価調書
- ・地すべり防止事業 増沢地区（奥州市）
  - ・総合流域防災事業(河川) 一級河川北上川水系南川（盛岡市）
- 資料 No. 5 公共事業評価に係る評価基準の一部改正について
- 資料 No. 6 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について
- 参考資料 No. 1 審議結果報告(案)
- 参考資料 No. 2 公共事業事前評価に当たっての留意事項について



# 令和2年度公共事業評価地区 位置図



## 令和2年度公共事業再評価 継続審議資料

| 課名                         | 事業名      | 地区名                | ページ |
|----------------------------|----------|--------------------|-----|
| 令和2年度第1,2回公共事業評価専門委員会の審議概要 |          |                    | 3～6 |
| 河川課                        | 広域河川改修事業 | 二級河川気仙川（陸前高田市、住田町） | 7   |

## 令和2年度第1、2回公共事業評価専門委員会の審議概要

### 1 審議状況

諮問審議 令和2年6月16日 第1回公共事業評価専門委員会

現地調査 令和2年7月13日 第2回公共事業評価専門委員会（盛岡市、住田町）

### 2 主な質疑等の概要など

#### （1）農道整備事業 農主地区（軽米町）

| 第1回専門委員会での質疑等の概要 |  |  |
|------------------|--|--|
|                  | 専門委員からの質疑等   | 事業担当課の対応（回答）   |
| ①                | 土工量の増加が総事業費の増加に影響しているとのことであるが、路線を見直すことで土工量を抑えることはできなかったか。      | 【農村建設課】<br>起終点は変更していないが、細かい線形の検討は行っている。  |
| ②                | 現行の路線に至る検討過程を示していただきたい。  | 【農村建設課】<br><u>第2回以降の委員会で説明する。</u><br>【今回説明】<br>実施設計の段階において、複数の路線案について、経済性・走行性・用地買収の可能性等を総合的に比較検討の上、路線形を決定したもの。   |
| ③                | 鶏糞の輸送量について、B/Cの便益項目「営農に係る走行経費節減便益」にも影響するため、各市町村別の内訳を示していただきたい。 | 【農村建設課】<br><u>第2回以降の委員会で説明する。</u><br>【今回説明】<br>鶏糞バイオマス発電所の新設に伴い、従来の鶏糞処理体系が見直され、次のとおり本農道を經由する鶏糞の収集範囲を拡大したもの。<br>・軽米町（1,430t→2,941t）<br>・洋野町（14,112t→27,609t）<br>・久慈市（－t→4,158t）<br>・野田村（－t→5,851t）<br>合計（15,542t→40,559t） |

#### （2）林道整備事業 平根山線（陸前高田市）

| 第1回専門委員会での質疑等の概要 |                                    |  |
|------------------|------------------------------------|--|
|                  | 専門委員からの質疑等                         | 事業担当課等の対応（回答）  |
| ①                | 評価指標の推移において、「地域振興」の地区数が増えているのはなぜか。 | 【森林保全課】<br>前回再評価時には陸前高田市が過疎地域に指定されていなかったが、今回再評価時には指定されているため。 |
| ②                | 評価指標の推移において、「林内路網密度」が上がっているのはなぜか。  | 【森林保全課】<br>作業道が入ってきたことにより、前回再評価時より増加したもの。                    |

|   |  |  |
|---|--|--|
| ③ | 「地域振興」と「林内路網密度」のそれぞれの変化について、資料を示していただきたい。    | <p>【森林保全課】<br/><u>第2回以降の委員会で説明する。</u></p> <p>【今回説明】<br/>「地域振興」<br/>平成29年に「過疎地域」が総務省より指定され、その実態を反映したことによる地区数が増加したもの。<br/>「林内路網密度」<br/>今回の評価時まで5年間に作設した林道開設延長及び作業道の延長を計上したことにより、林内路網密度が増加したもの。</p> |
| ④ | B/Cの便益項目「災害等縮減便益」が増加していることについて、資料を示していただきたい。 | <p>【森林保全課】<br/><u>第2回以降の委員会で説明する。</u></p> <p>【今回説明】<br/>「災害等縮減便益」中の「防火帯便益」において、その設置要する費用及び維持管理費用が上昇したことにより、災害等縮減便益が増加したもの。</p>   |

(3) 広域河川改修事業 二級河川気仙川（陸前高田市、住田町）

| 第1回専門委員会での質疑等の概要 |   |   |
|------------------|---|---|
| 専門委員からの質疑等       | 事業担当課の対応（回答）  |   |
| ①                | B/Cの便益項目「被害額の便益」はどのように算出したのか。   | <p>【河川課】<br/>氾濫域をシミュレーションし、そこにある資産を細かく積み上げて算出したものである。</p> |
| ②                | 「被害額の便益」の詳細な内訳について、工事前後の氾濫浸水エリアのマップと併せて示していただきたい。また、今回のB/Cの算出はどの時点を基準にしているか、明確に示していただきたい。 | <p>【河川課】<br/><u>第2回以降の委員会で説明する。</u></p>                   |

| 第2回専門委員会での質疑等の概要 |   |   |
|------------------|---|---|
| 専門委員からの質疑等       | 事業担当課の対応（回答）  |   |
| ①                | 令和元年度末の氾濫浸水エリアは、東日本大震災津波の復旧事業による嵩上げなどが反映されているものなのか。                 | <p>【河川課】<br/>反映されている。</p>   |
| ②                | 被害額の便益の算定において、一般資産被害額が今回大幅に増となっている理由は何か。一般資産被害額の算定の詳細な内訳を示していただきたい。 | <p>【河川課】<br/>家屋評価額の増、延べ床面積の増などによるもの。<br/>一般資産被害額の算定の詳細な内訳については、<u>第3回以降の委員会で説明する。</u></p> <p>【今回説明】<br/>別紙資料のとおり。</p> |
| ③                | 農作物被害額が増となっている理由は何か。  | <p>【河川課】<br/>農地面積が増となったことによるもの。</p>   |



|   |               |   |
|---|---------------|---|
| ④ | 工事の施工順番はあるのか。 | <b>【河川課】</b><br>陸前高田市分は下流から工事を着手している。住田町分は、橋梁施工箇所や周辺の重要施設がある箇所を優先的に施工することとしている。 |
|---|---------------|---|

(4) 火山砂防事業 一級河川北上川水系平笠東沢（八幡平市）

| 第1回専門委員会での質疑等の概要 |                             |   |
|------------------|-----------------------------|---|
| 専門委員からの質疑等       |                             | 事業担当課等の対応（回答）   |
| ①                | B/Cの便益項目の「人的被害」はどのように算出したか。 | <b>【砂防災害課】</b><br>人的被害は、人命の損傷による直接被害の「逸失利益」と、間接被害の「精神的損害額」を算出するように、費用便益分析マニュアルで定められている。詳細な計算式については、 <b>第2回以降の委員会で説明する。</b><br><b>【今回説明】</b><br>1. 人的被害（逸失）<br>被害にあっていなければ得られたと考えられる将来の利益を示す。<br>・人的被害額（逸失）＝死者数×逸失利益<br>※死者数：保全人家戸数から率計算により算出<br>※逸失利益：収入×労働可能年数<br>逸失利益の総額を一時に請求する場合、将来発生すべき収入を現在入手しようとするため、その間の利息を控除する。（ライプニッツ方式）<br>2. 人的被害（精神）<br>・人的被害額（精神）＝死者数×精神的損害額<br>※死者数：保全人家戸数から率計算により算出<br>※精神的損害額：226,000 千円 |

(5) 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線（盛岡市）

| 第1回専門委員会での質疑等の概要 |   |  |
|------------------|---|--|
| 専門委員からの質疑等       |   | 事業担当課等の対応（回答）                              |
| ①                | 第Ⅱ期である本事業は2車線から4車線に整備するものであることから、B/Cは、2車線が供用済みの状況から4車線に整備した場合で算出した結果を示していただきたい。 | <b>【都市計画課】</b><br>第Ⅱ期のみで算出したB/Cは6.9となっている。 |
| ②                | 本事業は、第Ⅰ期と第Ⅱ期で分かれてはいるが、当初計画時から4車線で構想していたものか。                                     | <b>【都市計画課】</b><br>そのとおりである。                |
| ③                | 当初計画の全体の事業費から第Ⅰ期の事業費を差し引いた分を当初の第Ⅱ期の事業費として、B/Cを再整理いただきたい。                        | <b>【都市計画課】</b><br><b>第2回以降の委員会で説明する。</b>   |

| 第2回専門委員会での質疑等の概要 |   |  |
|------------------|---|--|
| 専門委員からの質疑等       |   | 事業担当課等の対応（回答）  |
| ①                | 交通事故減少便益がマイナスな理由は何か。  | 【都市計画課】<br>杜の大橋が無い状態から4車線で整備した場合、交差点数が従前より増えるため、計算上マイナスとなるもの。                              |
| ②                | 走行時間短縮便益は、どのように算出しているのか。2車線から4車線になったことでどのような算出となるのか。                      | 【都市計画課】<br>車線数が増えることで、交通容量が増加し、通過する車両の旅行速度が上昇する。また現況は、対面通行であるが、中央分離帯で上下線が分離されるので旅行速度は上昇する。 |
| ③                | 評価調書で示された4車線全体の場合では費用便益比が減少したが、今回示された暫定2車線から4車線に整備した場合では、費用便益比が増加する理由は何か。 | 【都市計画課】<br>第Ⅱ期事業のみで算出する場合、費用項目に大きく影響する第Ⅰ期事業の事業費が含まれないことから、費用便益比が増加したものである。                 |
| ④                | 計画交通量と、現況の交通量はどのくらいか。   | 【都市計画課】<br>暫定2車線の計画交通量は10,587台/日。現況交通量は、平成27年の交通センサスで15,475台/日となっており、増加傾向となっている。           |

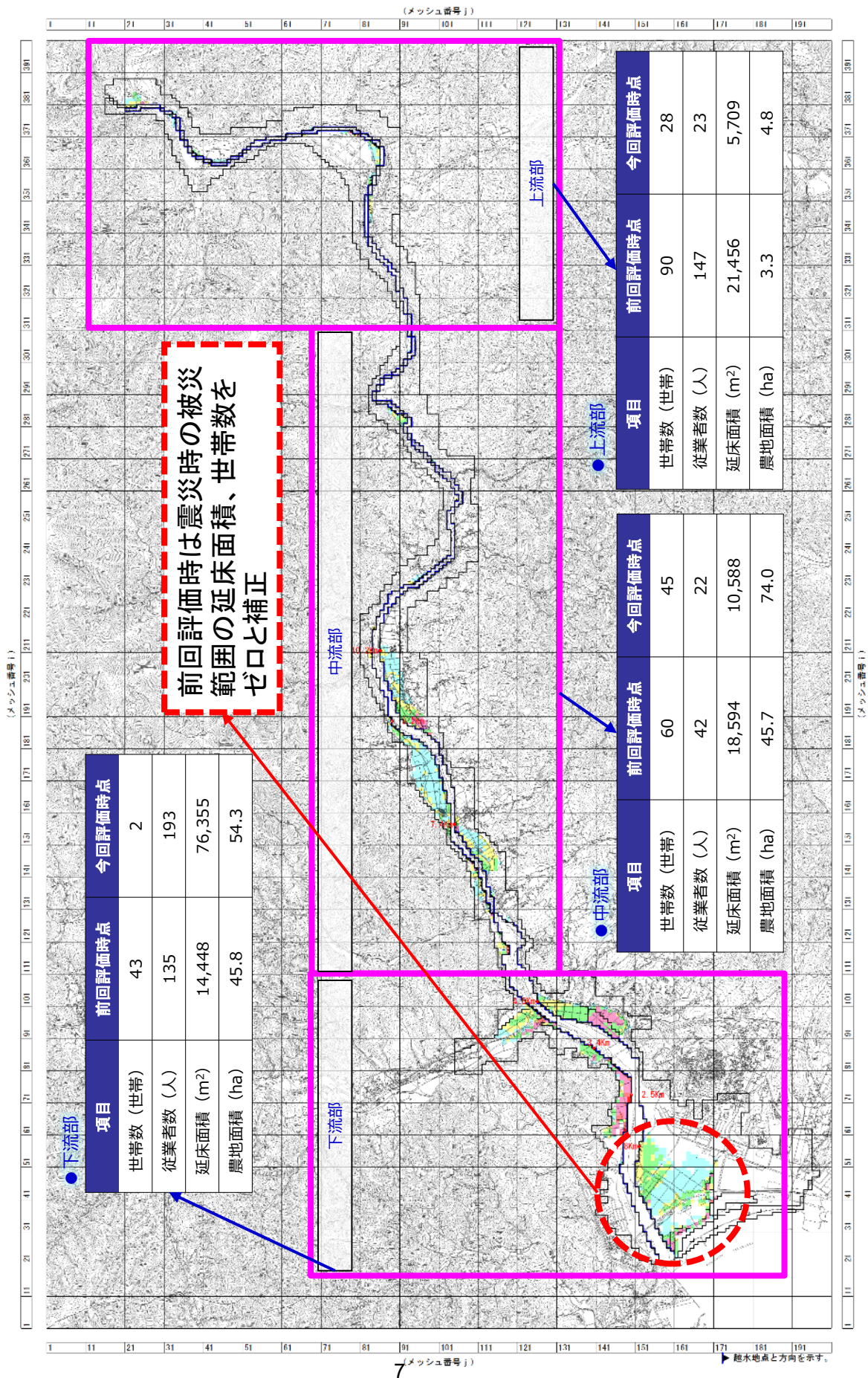
### 3 公共事業評価に係る評価基準の一部改正

| 第1回専門委員会での質疑等の概要 |  |  |
|------------------|--|--|
| 専門委員からの質疑等       |  | 事業担当課等の対応（回答）  |
| ①                | 評価指標「(1) 高齢社会対応施策」の配点基準をより明確化・細分化していただきたい。 | 【建築住宅課】<br><b>第2回以降の委員会で説明する。</b><br>【今回説明】<br>【資料No.5】のとおり。 |

### 4 その他

| 第1回専門委員会での質疑等の概要 |   |                              |
|------------------|---|------------------------------|
| 専門委員からの質疑等       |   | 事業担当課等の対応（回答）                |
| ①                | 総事業費の適切な算定については、令和元年度の答申において附帯意見を示しており、対応いただいていると思うが、その内容について、今年度の委員に改めて共有していただきたい。 | <b>第2回以降の委員会で説明する。【今回説明】</b> |
| ②                | 今回の火山砂防事業のように、B/Cが高くて進捗が遅れている事業がある。B/Cと事業の優先度はどのように関連しているのか、事業評価の考え方を説明いただきたい。      | <b>第2回以降の委員会で説明する。【今回説明】</b> |

# 地区別の便益算定基礎数値について



前回評価時は震災時の被災  
範囲の延床面積、世帯数を  
ゼロと補正

| 項目                     | 前回評価時点 | 今回評価時点 |
|------------------------|--------|--------|
| 世帯数 (世帯)               | 43     | 2      |
| 従業者数 (人)               | 135    | 193    |
| 延床面積 (m <sup>2</sup> ) | 14,448 | 76,355 |
| 農地面積 (ha)              | 45.8   | 54.3   |

| 項目                     | 前回評価時点 | 今回評価時点 |
|------------------------|--------|--------|
| 世帯数 (世帯)               | 60     | 45     |
| 従業者数 (人)               | 42     | 22     |
| 延床面積 (m <sup>2</sup> ) | 18,594 | 10,588 |
| 農地面積 (ha)              | 45.7   | 74.0   |

| 項目                     | 前回評価時点 | 今回評価時点 |
|------------------------|--------|--------|
| 世帯数 (世帯)               | 90     | 28     |
| 従業者数 (人)               | 147    | 23     |
| 延床面積 (m <sup>2</sup> ) | 21,456 | 5,709  |
| 農地面積 (ha)              | 3.3    | 4.8    |

## 答 申 書(案)

令和2年 月 日

岩手県知事  
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会  
委員長 加 藤 徹

## 公共事業の再評価について（答申）

令和2年6月5日付け政第46号で諮問のあった公共事業の再評価について、次のとおり答申します。

## 記

- 1 農道整備事業 裨主地区（軽米町）  
【審議結果】  
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 2 林道整備事業 平根山線（陸前高田市）  
【審議結果】  
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 3 広域河川改修事業 二級河川気仙川（陸前高田市、住田町）  
【審議結果】  
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 4 火山砂防事業 一級河川北上川水系平笠東沢（八幡平市）  
【審議結果】  
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 5 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線（盛岡市）  
【審議結果】  
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

## 例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。  
(1)・・・すること。  
(2)・・・すること。 など

## 令和2年度公共事業事後評価調書 目次

## 農林水産部

| 番号 | 課名    | 事業名      | 地区名       | ページ   |
|----|-------|----------|-----------|-------|
| 1  | 森林保全課 | 地すべり防止事業 | 増沢地区(奥州市) | 10～15 |

## 県土整備部

| 番号 | 課名  | 事業名          | 地区名              | ページ   |
|----|-----|--------------|------------------|-------|
| 2  | 河川課 | 総合流域防災事業(河川) | 一級河川北上川水系南川(盛岡市) | 16～20 |

|   |              |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|---|--------------|----------------------------------|-------|--------------------------------|--|--------------------------------|------|---|-------|--|-----|--|-----|--|-----|--|---------|
| 事業名   | 地すべり防止事業     |                                  | 補助・単独 | 担当部課名                          | 森林保全課                                  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
| 路線名等  | —            |                                  | 地区名   | アザフ増沢                          | 市町村                                    | 奥州市                            |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
| 〔事業根拠法令等： 地すべり等防止法第51条第1項第2号 〕  |              |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
| <p>(1) 事業目的<br/>                 本地区は、焼石連峰東側斜面で北股川上流部に位置し、事業対象地の下流には景勝地「衣の滝」のほか、林道・県道及び集落が形成されており、昭和45年に水源かん養保安林に指定されている。<br/>                 平成20年6月14日に発生した「岩手・宮城内陸地震」により、北股川上流部で地すべりが発生し、崩れた土砂が沢をせき止める事象が発生した。<br/>                 本事業は溪間工及び山腹工の施工により、下流域への土砂流出を抑え、地域住民の安全で安心な暮らしを確保するものである。</p> <p>(2) 事業内容<br/>                 床固工（鋼製）2基、谷止工（コンクリート）1基、谷止工（鋼製）2基、護岸工81m、流路工212.2m、帯工2基、法切工39,218m<sup>3</sup>、土留工（大型ゴゴ枠）189.5m、水路工537.1m、柵工266.3m、筋工308.5m、伏工15,823.5m<sup>2</sup></p> <p>(3) 整備目標等<br/>                 保全効果区域面積： 31.63ha</p> <p>(4) これまでの評価経緯</p> |              |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
| 事業概要  | 事業着手         | H 21年度                           | 事業期間  | H21 ~ H28                      | 最終全体事業期間<br>(再評価時全体計画期間)<br>(当初全体計画期間) | 用地着手                           | — 年度 | 工事着手  | H21年度 |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   | 事業費<br>(百万円) | 当初計画<br>総事業費<br>(H21)<br>(うち用地費) |       | 再評価時<br>総事業費<br>( )<br>(うち用地費) |  | 最終<br>総事業費<br>(H28)<br>(うち用地費) |      | 財 源   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   |              | 1,000.0<br>(0.0)                 |       | ( )                            |  | 987.6<br>(0.0)                 |      | 国庫 493.8<br>県 493.8<br>他  |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   | 事業概要図        |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   |              |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   |              |                                  |       |                                |  |                                |      | <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>谷止工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床固工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山腹工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流路工・護岸工</td> </tr> </table> |       |  | 谷止工 |  | 床固工 |  | 山腹工 |  | 流路工・護岸工 |
|   | 谷止工          |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   | 床固工          |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   | 山腹工          |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
|   | 流路工・護岸工      |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |
| 平22業使、第214-26939号   |              |                                  |       |                                |  |                                |      |   |       |  |     |  |     |  |     |  |         |

| 事業の効果等     | <p>(1)整備効果の発現状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり箇所については、山腹工によって復旧した崩壊斜面は緑化が進み、森林に戻りつつあることから、山地保全機能、災害防止機能を果たしている。</li> <li>・荒廃溪流に設置した床固工と谷止工については、流下してきた不安定土砂が補足されている。流路工については、漏水は見られず、流下水が安定して流れており災害防止機能を果たしている。</li> <li>・事業完了後における災害履歴については、近隣の雨量観測所において、観測史上4位となる日雨量120.5mm (R元. 10. 12) 及び観測史上2位となる1時間雨量44mm (H30. 6. 30) が観測されているが、復旧工事を実施した山腹及び溪流には被害が発生しておらず、施工効果が発現されているものと考えられる。</li> </ul>   |                 |                     |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|------------|--|-----------------|---------------------|-----------------|-------------------|------|------|-------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|-------|--|---------|------|--------|-------|-------|--------|-------|----------|--|--|--|--------|---------|--|----------|------------|--|------|
|            | <p>(2)費用便益分析</p> <p>費用便益分析手法： 費用便益比・林野公共事業における事業評価マニュアル（令和2年6月）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">事業着手時<br/>(基準年：H21 )</th> <th style="width: 20%;">再評価時<br/>(基準年： )</th> <th style="width: 30%;">事後評価時<br/>(基準年：R2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">費用項目</td> <td>総事業費</td> <td>839.9</td> <td>1,227.5</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>総費用(C)</td> <td>839.9</td> <td> </td> <td>1,227.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">便益項目</td> <td>環境保全便益</td> <td>193.4</td> <td>205.5</td> </tr> <tr> <td>災害防止便益</td> <td>930.5</td> <td>14,875.0</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>1,123.9</td> <td> </td> <td>15,080.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用便益比(B/C)</td> <td>1.34</td> <td>12.28 (1.27)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 便益額を想定で算出している場合は(※)を付すこと。<br/> 注2) 前回評価時の便益項目が定性的な評価となっている場合は、事後評価時の便益項目には前回評価時との変化について説明すること。</p> | 区 分             | 事業着手時<br>(基準年：H21 ) | 再評価時<br>(基準年： ) | 事後評価時<br>(基準年：R2) | 費用項目 | 総事業費 | 839.9 | 1,227.5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 総費用(C) | 839.9 |  | 1,227.5 | 便益項目 | 環境保全便益 | 193.4 | 205.5 | 災害防止便益 | 930.5 | 14,875.0 |  |  |  | 総便益(B) | 1,123.9 |  | 15,080.5 | 費用便益比(B/C) |  | 1.34 |
| 区 分        | 事業着手時<br>(基準年：H21 )  | 再評価時<br>(基準年： ) | 事後評価時<br>(基準年：R2)   |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
| 費用項目       | 総事業費   | 839.9           | 1,227.5             |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|            |  |                 |                     |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|            |  |                 |                     |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|            |  |                 |                     |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|            | 総費用(C)   | 839.9           |                     | 1,227.5         |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
| 便益項目       | 環境保全便益   | 193.4           | 205.5               |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|            | 災害防止便益   | 930.5           | 14,875.0            |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|            |  |                 |                     |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
|            | 総便益(B)   | 1,123.9         |                     | 15,080.5        |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
| 費用便益比(B/C) |  | 1.34            | 12.28 (1.27)        |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |
| 事業の効果等     | <p>※費用便益が増減した理由</p> <p>マニュアル改正により「災害防止便益（人命保護便益）」の項目が追加となったことによる増。<br/> なお、災害防止便益（人命保護便益）を除いた場合は、1.27になる。</p>  |                 |                     |                 |                   |      |      |       |         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |        |       |  |         |      |        |       |       |        |       |          |  |  |  |        |         |  |          |            |  |      |

|            |  |
|------------|--|
| 利用者等の意見    | <p>(1) アンケート調査の実施</p> <p>①調査対象：保全対象の地域住民<br/> ②調査対象数：10戸<br/> ③抽出方法：奥州市衣川大平地区の全戸（住民名簿利用）<br/> ④調査方法：設問表によるアンケート調査（郵送法）<br/> ⑤調査時期：令和2年5月下旬から6月上旬<br/> ⑥回収結果（有効回収率）：有効回収率 80%（8戸／10戸）<br/> ⑦回答者属性：性別 男性 6人、女性 0人、無回答 2人<br/> 年齢 50代 2人、60代 3人、70代 3人</p> <p>(2) アンケート調査結果</p> <p>(効果)</p> <p>Q. 効果があったと思うか。<br/> おおいに効果があった 50%（4戸）、少しは効果があった 13%（1戸）<br/> ・「おおいに効果があった」、「少しは効果があった」との回答が、63%（5戸）であった。<br/> 効果がなかった 0%、わからない 25%（2戸）、無回答 13%（1戸）<br/> ・「効果がなかった」とする否定的な回答は、0%であった。</p> <p>(満足度)</p> <p>Q. 事業は十分であったか。<br/> 十分 13%（1戸）、どちらかといえば十分 38%（3戸）<br/> ・「十分」、「どちらかといえば十分」とする回答が、50%（4戸）であった。<br/> どちらかといえば不十分 25%（2戸）、不十分0%、<br/> ・「どちらかといえば不十分」、「不十分」とする回答が、25%（2戸）であった。<br/> 【主な理由：まだ崩壊箇所が残っていると思う。】<br/> わからない 25%（2戸）<br/> 【主な理由：自然が相手だから結論を急いでも無理なことと思う。】</p> <p>(その他意見要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場近くの在住なので、現場を見たい気持ちです。立入について注意等の表記されることを望みます。</li> <li>衣の滝の景観、国有林、旧公団造林の管理等に更に効果を高めるべき。</li> <li>過去に仕事の関係で立入りした時に、崩れやすい土質であると思ったこと。今後、岩手宮城内陸地震のような強力な力が加わった時、増沢地区はどこで発生してもおかしくないこと。現状を考えると防止工事は不十分だと思うので対策を更に実施するようお願いしたい。</li> <li>完成写真をみると安全になった気がします。</li> </ul> <div style="text-align: right;"> <p><b>(効果)</b></p> <p><b>(満足度)</b></p> </div> |
| 社会経済情勢等の変化 | <p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <p>本事業実施計画中の平成23年に東日本大震災が発生し、岩手県でも沿岸部を中心に大規模な災害が発生した。また、平成28年8月に宮古市と岩泉町を中心に被害が発生した台風第10号災害や令和元年10月に沿岸部中心に被害が発生した台風第19号災害があり、大規模な災害が発生している。</p> <p>○ 関連する開発プロジェクト等の状況</p> <p>特に無し。</p> <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</p> <p>(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県自然環境保全指針による保全区分 「D」</li> <li>希少野生動植物の生息状況：無</li> </ul> <p>(事業実施において環境に配慮した事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奥州地区希少野生動植物調査検討委員会（H21）において審議が行われたが、提言等は無かった。</li> <li>本事業は、地すべりが発生した崩壊地の復旧と荒廃渓流を整備するものであり、伏工や筋工など緑化工により自然環境を復旧する内容となっている。</li> </ul> <p>(事業完了後の環境の変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり崩壊箇所については、伏工の植生により早期緑化が図られ、降雨等による浸食が防止された。治山ダムや流路工を施工した溪流については、溪岸浸食は見られず安定した状態である。</li> </ul>   |



| (事業名) 地すべり防止事業 |      |            |             |       | 評価の概要     |              |            |          |                 |          |
|----------------|------|------------|-------------|-------|-----------|--------------|------------|----------|-----------------|----------|
| 事業の概要          |      |            |             |       | 事業効果等の検証等 |              |            | 改善措置の必要性 | 事業計画・調査のあり方の見直し | 評価手法の見直し |
| 着手年度           | 完了年度 | 当初事業費(百万円) | 完成時事業費(百万円) | 再評価年度 | 事業の効果等    | 利用者等の意見      | 社会経済情勢等の変化 |          |                 |          |
| H21            | H28  | 1,000      | 987.6       | —     | 概ね発現している。 | 概ね肯定的な意見が多い。 | 重大な変化はなし   | なし       | なし              | なし       |

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント  
 当該地区は、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震により地すべりが発生し、沢が土砂でせき止められ土砂ダムが形成された。大雨が降ると土砂が下流域へ流れ、人家などに被害が及ぼす恐れがある状態であった。  
 本事業は、治山ダムや流路工及び山腹工を整備し、事業実施後の現地状況を見ると、溪流や山腹には新たな災害が発生しておらず、期待した効果は得られている。

②改善措置の必要性  
 地すべり崩壊箇所については、伏工の植生により早期緑化が図られ、降雨等による浸食が防止された。治山ダムや流路工を施工した溪流については、溪岸浸食は見られず安定した状態であることから改善措置の必要性はない。ただし、アンケートの意見にもあったように、崩れやすい土質でもあることから、今後も大雨や地震による災害に注視していく。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方  
 事業計画については、地すべり性の山腹崩壊の復旧のために調査を実施したものである。その結果に基づき治山ダムや山腹工及び流路工を整備した結果、新たな災害の発生は無く、事業の効果は適正に発現されていることから、見直しの必要はないと判断している。

②事業評価手法の見直し必要性  
 なし

今  
後  
の  
課  
題  
等

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

|      |          |       |       |            |
|------|----------|-------|-------|------------|
| 事業名  | 地すべり防止事業 | 補助・単独 | 担当部課名 | 森林保全課      |
| 路線名等 | —        | 地区名   | 増沢    | 市町村<br>奥州市 |

地すべり状況 (H20. 6. 20撮影)



山腹工【完成後】 (R2. 5. 13撮影)



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

|      |          |     |       |       |       |
|------|----------|-----|-------|-------|-------|
| 事業名  | 地すべり防止事業 |     | 補助・単独 | 担当部課名 | 森林保全課 |
| 路線名等 | —        | 地区名 | 増沢    | 市町村   | 奥州市   |

第4号谷止工【着手前】 (H22. 12. 17撮影)



第4号谷止工【完成後】 (R2. 5. 13撮影)



流路工【着手前】 (土砂ダム) (H20. 7. 1撮影)



流路工【完成後】 (R2. 5. 13撮影)



|      |                       |     |                |       |              |
|------|-----------------------|-----|----------------|-------|--------------|
| 事業名  | 総合流域防災事業（河川）          |     | 補助・単独          | 担当部課名 | 河川課          |
| 路線名等 | きたかみがわ<br>一級河川北上川水系南川 | 地区名 | さんぼんやなぎ<br>三本柳 | 市町村   | もりおかし<br>盛岡市 |

〔事業根拠法令等：河川法第10条〕

(1) 事業目的

○解決すべき課題

南川は、河川の断面が狭小であることから、過去に洪水による浸水被害が多発している。また、本事業区間の上流域では、区画整理事業が行われているため、河川への流出増が見込まれており、治水上の課題を抱えている。

○整備によって得られる効果

河川改良工事を実施することにより、30年に1度に発生すると考えられる洪水に対し、洪水被害の防止を図り、安全で安心できる地域づくりに寄与するものである。

(2) 事業内容

全体計画延長 L=1,450m

築堤工 L=1,100m、護岸工 A=11,600m<sup>2</sup>、函渠工 L=415m（二層構造）

(3) 整備目標等

治水安全度：1/30〔治水基準点：北上川との合流点〕

(4) これまでの評価経緯

平成11年度：再評価：事業継続

平成16年度：再々評価：事業継続

平成21年度：再々々評価：要検討（見直し継続）

事業計画の変更等：事業計画の変更（地質状況に対応した仮設工法の見直し）

政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。

事

|      |      |      |                      |  |      |       |      |       |
|------|------|------|----------------------|--|------|-------|------|-------|
| 事業着手 | H5年度 | 事業期間 | H5 ～ H27 (H28) (H23) | 最終全体事業期間<br>(再々々評価時全体計画期間)<br>(当初全体計画期間) | 用地着手 | H12年度 | 工事着手 | H21年度 |
|------|------|------|----------------------|--|------|-------|------|-------|

業

|              |                                 |                                    |                                |                                  |  |
|--------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--|
| 事業費<br>〔百万円〕 | 当初計画<br>総事業費<br>(H5)<br>(うち用地費) | 再々々評価時<br>総事業費<br>(H21)<br>(うち用地費) | 最終<br>総事業費<br>(H27)<br>(うち用地費) | 財源                               |  |
|              | 2,400.0<br>(1,220.0)            | 4,270.0<br>(1,225.0)               | 3,765.4<br>(1,058.7)           | 国庫 1,882.7<br>県 1,882.7<br>他 0.0 |  |

概

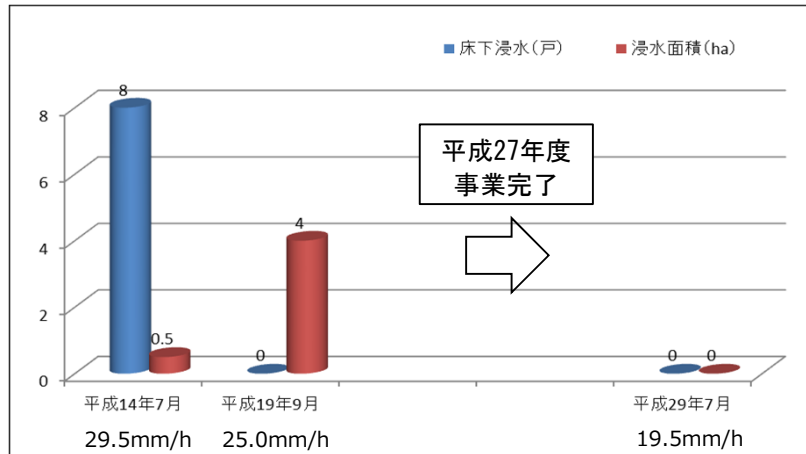
事業概要図

要



**整備効果の発現状況**

- ・本事業は平成27年度に完了しており、当該区間の流下能力は向上している。
- ・南川の沿川沿いは住宅密集地であり、川幅を広げる改修方法では、多くの家屋移転が生じるため、地域への影響が大きくなること、また、下流の水田への用水確保から、通常時は上層部、洪水時には下層部へ水を流す二層構造による河川整備を行った。上層部は水際に憩いスペースを設置し、周辺の自然環境保全と親水性をもたらす、せせらぎ水路として整備している。また流れを緩くすることにより親水性が向上し、近隣住民の憩いの場としても活用されている。せせらぎ水路の下流側は、スロープにより下層部と擦り付けており、水生生物等の遡上に活かされている。
- ・事業完了後の平成29年7月豪雨では、各地で洪水被害が発生しており、盛岡市においては時間雨量19.5mmを記録する豪雨となったが、本事業による河川整備により、治水機能の効果を発現し、浸水被害を防止することができた。



近年の浸水被害状況

事業の効果等

○ 費用便益分析

費用便益分析手法：治水経済調査マニュアル（案）平成17年4月（国土交通省水管理・国土保全局）

（単位：百万円）

| 区分          | 事業着手時      | 再々々評価時      | 事後評価時      |          |
|-------------|------------|-------------|------------|----------|
|             | （基準年：H5年度） | （基準年：H21年度） | （基準年：R2年度） |          |
| 費用項目        | 建設費        | 1,724.0     | 4,177.0    | 6,381.0  |
|             | 維持管理費      | 203.0       | 606.0      | 105.8    |
|             |            |             |            |          |
|             | 総費用 (C)    | 1,927.0     | 4,783.0    | 6,486.8  |
| 便益項目        | 被害軽減の便益    | 21,261.0    | 36,624.0   | 66,550.5 |
|             | 残存価値       | 50.0        | 85.0       | 131.0    |
|             | 総便益 (B)    | 21,311.0    | 36,709.0   | 66,681.5 |
| 費用便益比 (B/C) | 11.1       | 7.7         | 10.3       |          |

※費用便益が増減した理由

- 建設費が増えた理由
  - ・事業費の現在価値化によるもの。
- 便益費が増えた理由
  - ・浸水想定区域内における世帯数が増加したため。
  - ・家屋等の被害額単価が増加したため。

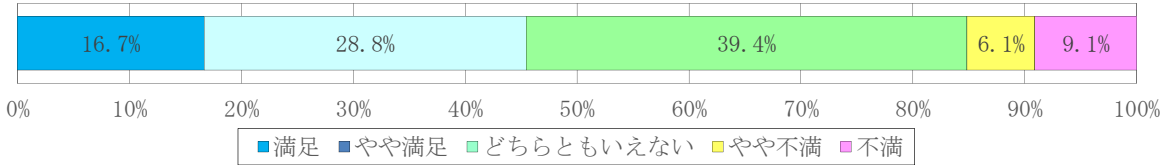
事業の効果等

○ 一級河川南川河川改修事業効果に関するアンケート調査結果

- ①調査対象：南川沿川の3町内会
- ②調査期間：令和2年7月17日～7月27日（11日間）
- ③有効回答：67人 回収率 74.4%（67/90人）

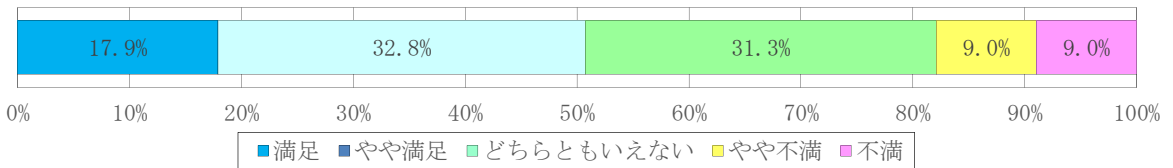
1. 改修による洪水対策の効果についてどう思いますか。

「満足」、「やや満足」との回答が約46%のとなり、改修による洪水対策の効果は概ね良好と評価できる。



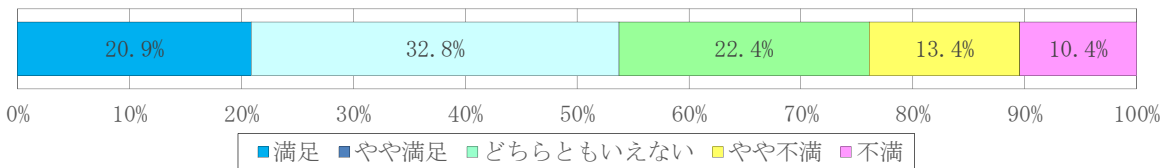
2. 改修による降雨等に対する安心感についてどう思いますか。

「満足」、「やや満足」との回答が約51%のとなり、約半数が改修による降雨等に対する安心感が向上していることが伺える。



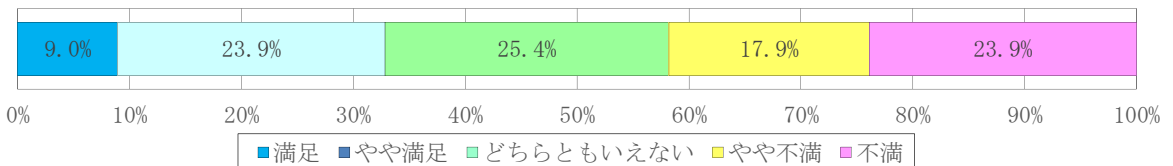
3. 市街地を流れる河川の整備として二層河川の整備をどう思いますか。

「満足」、「やや満足」との回答が約54%のとなり、南川における二層河川の整備は概ね良好であったと評価できる。



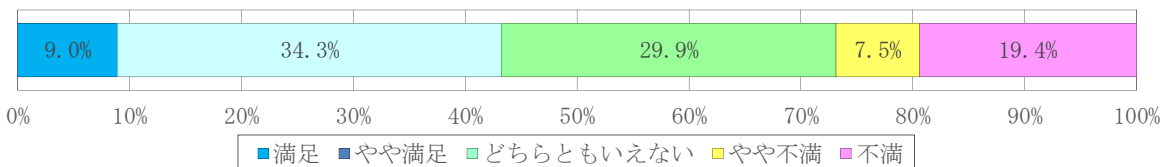
4. 改修による河川への親水性（親しみやすさ）についてどう思いますか。

「満足」、「やや満足」との回答が約33%となり、二層河川の整備による親水性の向上効果に対して、約3分の1の方が一定の評価をしていることが確認できる。



5. 河川改修を行った内容について満足度はどのくらいですか。

「満足」、「やや満足」との回答が約44%のとなり、南川の二層河川における事業に対してある程度満足していると評価できる。



6. アンケートに寄せられた意見・要望等

- ・洪水対策については満足しているが雑草がすごいで、その点を改善してほしい。
- ・年に数回草刈りや川底の清掃をして清らかな状態に保つことで親しみが増すと思われる。
- ・定期的な草刈及び河川の清掃等の継続をお願いしたい。
- ・一部に草が生い茂っており、流れが悪くなったり虫が出たりしないか心配である。

利用者等の意見

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

【事業着手時】

・本事業区間は、大雨の都度浸水被害が頻発しており、ひとたび大規模な洪水が発生すると高い人命や家屋等の財産に対し甚大な被害を被り、着実な治水対策の実施が求められていた。

【事後評価時】

・近年、平成28年8月の閉伊川（宮古市）、小本川（岩泉町）の洪水など各河川沿川で大規模な浸水被害が発生していることから、河川・海岸など防災事業に対する関心度が依然として高まっており、効果的な事業の進捗に努める必要がある。

・県では、近年洪水被害が発生した河川等について重点的に整備している。当面の整備目標は、過去の被災流量相当の洪水被害から地域を守ることとし、段階的整備により治水安全度の向上を図ることとしている。

・本事業区間においてはハード対策とともにソフト対策として、住民の迅速かつ円滑な避難を促進し尊い人命を守るため、水位計の設置及びホームページによる水位情報の提供を行っている。

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

- ・都南中央第一地区区画整理事業（S51～H18）
- ・盛岡南新都市開発整備事業（H6～H25）
- ・道明地区土地区画整理事業（H15～R10）
- ・都市基盤河川改修事業（H5～R11）

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）

・岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E」

・事業着手時の「希少野生動植物検討委員会」において、有識者と現地調査を行っており、本事業による希少野生動植物への影響が無いことを確認している。

（事業実施において環境に配慮した事項）

・通常の流水を上層部のせせらぎ水路に流すことで、貴重な市街地の空間を有効活用し、治水と浸水機能を併せ持つ川として、周辺環境と調和した整備としている。

（事業完了後の環境の変化）

・多自然川づくりに取り組んだ結果、植物、生物が確認されている。

| (事業名) |      | 総合流域防災事業（河川） |             |         |           |             | 評価の概要      |          |                 |          |  |
|-------|------|--------------|-------------|---------|-----------|-------------|------------|----------|-----------------|----------|--|
| 事業の概要 |      |              |             |         | 事業効果等の検証等 |             |            | 改善措置の必要性 | 事業計画・調査のあり方の見直し | 評価手法の見直し |  |
| 着手年度  | 完了年度 | 当初事業費(百万円)   | 完成時事業費(百万円) | 再々々評価年度 | 事業の効果等    | 利用者等の意見     | 社会経済情勢等の変化 |          |                 |          |  |
| H5    | H27  | 2,400        | 3,765.4     | H21     | 発現している    | 概ね肯定的な意見が多い | 重大な変化なし    | なし       | なし              | なし       |  |

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

事業着手前は、現況水路の流下能力不足等により溢水被害が発生していたものの、十分な流下能力を有する河川断面に改修したことで溢水被害を防止するとともに、2層河川部においては、せせらぎ水路により親水性が向上する等、事業計画段階において想定した効果が発現されている。

②改善措置の必要性

本事業区間において、平成27年に事業を完了して以降、浸水被害は発生しておらず、平成29年7月豪雨においては、事業実施による効果が十分に発揮され周辺の浸水被害は発生しなかった。アンケートで得られた意見のうち、およそ5割の方が事業実施による効果を実感していることから改善措置の必要はない。しかし、除草等の維持管理において改善要望の意見もあることから、除草の時期や頻度等について検討が必要である。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

事業計画・調査については、整備効果が発揮されているため、見直しの必要はない。

近年、全国各地で毎年のように洪水氾濫が発生していることから、防災減災に係る整備は地域住民の洪水への安全度向上に大きく寄与しており、事業計画や調査にあたっては、引き続き本事業と同様に、安全・安心の確保や地域の声を踏まえた川づくりとなるように、十分な話し合いを行う等、地域全体の将来を見据えた検討を行っていく。

②事業評価手法の見直し必要性

事業評価手法の見直しの必要はない。

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

|      |  |       |                |              |
|------|--|-------|----------------|--------------|
| 事業名  | 総合流域防災事業 (河川)                                    | 補助・単独 | 担当部課名          | 河川課          |
| 路線名等 | 一級河川 <sup>きたかみがわ</sup> 北上川水系 <sup>みなみかわ</sup> 南川 | 地区名   | さんぼんやなぎ<br>三本柳 | 市町村          |
|      |  |       | 市町村            | もりおかし<br>盛岡市 |

○事業整備前後の状況

【整備前】

【整備後】



下流部 (県道36号管渠部) 整備前

下流部 (県道36号管渠部) 整備後



中流部 (盛岡赤十字病院脇) 整備前

中流部 (盛岡赤十字病院脇) 整備後



上流部 (二層河川部) 整備前

上流部 (二層河川部) 整備後



## 公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

### ○ 公営住宅建設事業に係る評価指標について

#### 1. 一部改正の背景

- ・ 岩手県住宅マスタープランの改訂（平成 31 年 3 月）に伴い、評価指標「(3) 総合計画上の位置付け」の評価に使用していた指標「県民 1 人当たり住宅延べ床面積」が廃止となった。
- ・ 上記指標に代わる指標として、改訂後の岩手県住宅マスタープランの「公営住宅における高齢者仕様整備率」が該当するもの。
- ・ この「公営住宅における高齢者仕様整備率」は既存の評価指標「(1) 高齢社会対応施策」と視点が重複することから、当該指標を「(1) 高齢社会対応施策」に追加しようとするもの。

#### 2. これまでの経緯

- ・ 令和 2 年 6 月 16 日に開催した第 1 回岩手県公共事業評価専門委員会において、公営住宅建設事業に係る評価基準の一部改正の審議の結果、「配点基準の明確化」及び「細分化」について意見があり、今回、意見を踏まえた改正内容について、改めて審議いただくもの。

#### 3. 一部改正の内容

##### ア 評価指標「(1) 高齢社会対応施策」の区分及び配点の変更

- ・ 岩手県住宅マスタープランの改訂に伴い、評価指標「(3) 総合計画上の位置付け」の評価に使用する指標である「公営住宅における高齢者仕様整備率」が、「(1) 高齢社会対応施策」に関連するものであることから、当該指標を「(1) 高齢社会対応施策」に追加する。
- ・ 配点は、新築工事については、国土交通省が定める「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」のうち、仕様基準が明確な 8 項目について、適合割合に応じて 0 点から 10 点の配点を行うもの。  
また、改修工事については、「岩手県住生活基本計画に定める公営住宅における高齢者仕様の基準」について、適合割合に応じて 0 点から 10 点の配点を行うもの。
- ・ 上記指針及び基準の比較表は、「別紙」のとおり。

##### イ 評価指標「(3) 総合計画上の位置付け」の削除

上記変更に伴い、「(3) 総合計画上の位置付け」の評価の視点が「(1) 高齢社会対応施策」に含まれることから、「(3) 総合計画上の位置付け」を削除する。

##### 【対象事業（県土整備部所管事業）】

- ・ 公営住宅建設事業（公営住宅）
- ・ 公営住宅建設事業（特定公共賃貸住宅）

※詳細は、別添新旧対照表のとおり。

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「岩手県住生活基本計画に定める公営住宅における高齢者仕様の基準」概要比較表

| 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針           |   |
|------------------------------|---|
| 1. 専用部分                      |   |
| (1) 段差                       |   |
| ① 日常生活空間内の床が段差のない構造（次の場合を除く） |   |
| a                            | くつずりと玄関外側：20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間：5mm以下               |
| b                            | 玄関の上りかまちの段差                                       |
| c                            | 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差                               |
| d                            | 小上がり部分とその他の部分との段差                                 |
| e                            | 浴室の出入口：20mm以下の単純段差、浴室内外：120mm以下（またぎ高さ180mm以下）+手すり |
| f                            | バルコニーの出入口：180mm以下の単純段差 等                          |
| ② 日常生活空間外の床が段差のない構造（次の場合を除く） |   |
| a                            | 玄関の出入口の段差   |
| b                            | 玄関の上りかまちの段差                                       |
| c                            | 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差                               |
| d                            | バルコニーの出入口の段差                                      |
| e                            | 浴室の出入口の段差   |
| f                            | 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差                     |
| (2) 手すり                      |   |
| a                            | 階段：片側に設けられている                                     |
| b                            | 便所：立ち座りのためのものが設けられている                             |
| c                            | 浴室：浴槽出入りのためのものが設けられている                            |
| d                            | 玄関：上がりかまち部の昇降、靴の脱着のためのものが設置できるようにになっている           |
| e                            | 脱衣室：衣服の着脱のためのものが設置できるようにになっている                    |
| (3) 通路及び出入口の幅員               |   |
| ①                            | 日常生活空間内の通路：780mm以上                                |
| ②                            | 日常生活空間内の出入口：750mm以上                               |
| (4) 各部の広さ等                   |   |
| イ 便所                         |   |
| a                            | 長辺の内法寸法：1,300mm以上                                 |
| b                            | 便器の前方又は側方の壁の距離：500mm以上                            |
| ロ 浴室                         |   |
| a                            | 短辺の内法寸法：1,200mm以上                                 |
| b                            | 内法面積：1.8㎡以上                                       |
| ハ 特定寝室                       |   |
| a                            | 内法面積：9.0㎡以上                                       |
| 2. 共用部分                      |   |
| (1) 共用階段                     |   |
| ① 次の基準に適合                    |   |
| a                            | 踏面240mm以下、550≦蹴上寸法×2+踏面寸法≦650mm                   |
| b                            | 蹴込30mm以下  |
| c                            | 最上段、最下段の通路等への突出部分が無いこと                            |
| d                            | 手すりが片側に設けられていること（700mm≦踏面の先端からの高さ≦900mm）          |
| ② 直接外気に開放されている共用階段は、次の基準に適合  |   |
| a                            | 転落防止手摺が踏面の先端から1,100mm以上に設けられていること                 |
| b                            | 転落防止のための手すり子の間隔≦110mm                             |
| (2) 共用廊下                     |   |
| ① 次の基準に適合                    |   |
| ①                            | 段差のない構造であること                                      |
| ②                            | 高低差が生じる場合は、次の基準に適合                                |
| a                            | 勾配が1/12以下の傾斜路が設けられていること                           |
| b                            | 段が設けられている場合にあっては、(1)①aからdまでの基準に適合                 |
| ③                            | 手すりが片側に設けられていること【700mm≦床面からの高さ≦900mm】（次の場合を除く）    |
| a                            | 室の出入口や交差する動線がある部分その他やむを得ない部分                      |
| b                            | 動線を著しく延長させる部分（エントランス等）                            |
| ④                            | 直接外気に開放されている共用廊下は、次の基準に適合                         |
| a                            | 転落防止手摺が踏面の先端から1,100mm以上に設けられていること                 |
| b                            | 転落防止のための手すり子の間隔≦110mm                             |
| (3) 幅員                       |   |
| 共用階段の有効幅員≧900mm              |   |
| (4) エレベーター                   |   |
| ① 次の基準に適合                    |   |
| a                            | エレベーター、エレベーターホールは次の基準に適合                          |
| (i)                          | エレベーターの出入口≧800mm                                  |
| (ii)                         | エレベーターホール一辺1,500mm以上の正方形の空間を確保                    |
| b                            | 建物出入口からエレベーターホールまでの経路が段差のない構造                     |
| c                            | 建物出入口からエレベーターホールまでの経路に段差が生じる場合は、次の基準に適合           |
| (i)                          | 勾配1/12・幅員900mm以上の傾斜路                              |
| (ii)                         | 手すりが傾斜路の片側に設けられていること（700mm≦床面からの高さ≦900mm）         |
| d                            | 段が設けられている場合にあっては、(1)イ①aからdまでの基準に適合                |

| 岩手県住生活基本計画に定める公営住宅における高齢者仕様の基準                                     |   |
|--|---|
| 1. 専用部分  |   |
| (1) 段差   |   |
| ① 日常生活空間内の床が段差のない構造（次の場合、 <b>改修工事で工事対象外の室及び部分、構造上やむを得ない場合を除く</b> ） |   |
| a  | くつずりと玄関外側：20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間：5mm以下               |
| b  | 玄関の上りかまちの段差                                       |
| c  | 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差                               |
| d  | 小上がり部分とその他の部分との段差                                 |
| e  | 浴室の出入口：20mm以下の単純段差、浴室内外：120mm以下（またぎ高さ180mm以下）+手すり |
| f  | バルコニーの出入口：180mm以下の単純段差 等                          |
| ② 日常生活空間外の床が段差のない構造（次の場合、 <b>改修工事で工事対象外の室及び部分、構造上やむを得ない場合を除く</b> ） |   |
| a  | 玄関の出入口の段差   |
| b  | 玄関の上りかまちの段差                                       |
| c  | 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差                               |
| d  | バルコニーの出入口の段差                                      |
| e  | 浴室の出入口の段差   |
| f  | 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差                     |
| (2) 手すり  |   |
| ① 次の基準に適合すること。（ <b>改修工事で工事対象外の室及び部分を除く</b> ）                       |   |
| a  | 階段：片側に設けられている                                     |
| b  | 便所：立ち座りのためのものが設けられている                             |
| c  | 浴室：浴槽出入りのためのものが設けられている                            |
| d  | 玄関：上がりかまち部の昇降、靴の脱着のためのものが設置できるようにになっている           |
| e  | 脱衣室：衣服の着脱のためのものが設置できるようにになっている                    |
| (3) 通路及び出入口の幅員   |   |
| ① 次の基準に適合すること。（ <b>改修工事で工事対象外の部分及び構造上やむを得ない場合を除く</b> ）             |   |
| a  | 日常生活空間内の通路：780mm以上                                |
| b  | 日常生活空間内の出入口：750mm以上                               |
| (4) 各部の広さ等   |   |
| イ 特定寝室（ <b>改修工事で工事対象外の室を除く</b> ）                                   |   |
| a  | 内法面積：9.0㎡以上                                       |
| 2. 共用部分  |   |
| (1) 共用階段   |   |
| ① 次の基準に適合すること。（ <b>改修工事で工事対象外の部分及び構造上やむを得ない場合を除く</b> ）             |   |
| a  | 踏面240mm以下、550≦蹴上寸法×2+踏面寸法≦650mm                   |
| b  | 蹴込30mm以下  |
| c  | 最上段、最下段の通路等への突出部分が無いこと                            |
| d  | 手すりが片側に設けられていること（700mm≦踏面の先端からの高さ≦900mm）          |
| ② 直接外気に開放されている共用階段は、次の基準に適合  |   |
| a  | 転落防止手摺が踏面の先端から1,100mm以上に設けられていること                 |
| b  | 転落防止のための手すり子の間隔≦110mm                             |
| (2) 共用廊下   |   |
| ① 次の基準に適合すること。（ <b>改修工事で工事対象外の部分及び構造上やむを得ない場合を除く</b> ）             |   |
| ①  | 段差のない構造であること                                      |
| ②  | 高低差が生じる場合は、次の基準に適合                                |
| a  | 勾配が1/12以下の傾斜路が設けられていること                           |
| b  | 段が設けられている場合にあっては、(1)①aからdまでの基準に適合                 |
| ③  | 手すりが片側に設けられていること【700mm≦床面からの高さ≦900mm】（次の場合を除く）    |
| a  | 室の出入口や交差する動線がある部分その他やむを得ない部分                      |
| b  | 動線を著しく延長させる部分（エントランス等）                            |
| ④  | 直接外気に開放されている共用廊下は、次の基準に適合                         |
| a  | 転落防止手摺が踏面の先端から1,100mm以上に設けられていること                 |
| b  | 転落防止のための手すり子の間隔≦110mm                             |
| (3) 幅員   |   |
| ① 次の基準に適合すること。（ <b>改修工事で工事対象外の部分及び構造上やむを得ない場合を除く</b> ）             |   |
| 共用階段の有効幅員≧900mm  |   |
| (4) エレベーター   |   |
| ① 次の基準に適合すること。（ <b>改修工事で工事対象外の部分及び構造上やむを得ない場合を除く</b> ）             |   |
| a  | エレベーター、エレベーターホールは次の基準に適合                          |
| (i)  | エレベーターの出入口≧800mm                                  |
| (ii)   | エレベーターホール一辺1,500mm以上の正方形の空間を確保                    |
| b  | 建物出入口からエレベーターホールまでの経路が段差のない構造                     |
| c  | 建物出入口からエレベーターホールまでの経路に段差が生じる場合は、次の基準に適合           |
| (i)  | 勾配1/12・幅員900mm以上の傾斜路                              |
| (ii)   | 手すりが傾斜路の片側に設けられていること（700mm≦床面からの高さ≦900mm）         |
| d  | 段が設けられている場合にあっては、(1)イ①aからdまでの基準に適合                |

別記1 関係

別記1 関係

| 対象事業                 | 評価指標   | 区分   | 配点  | 備考   |
|----------------------|--|--|---|--|
| ・公営住宅建設事業(公営住宅)      |  |  |   |  |
| 評価項目<br>必要性<br>(20点) | (1)住宅困難世帯の多寡(10点)<br>・低所得階層世帯(年収500万以下)で民間借家居住の世帯割合<br>(2)需要量の多寡(10点)<br>・過去の応募倍率の平均値<br>(3)低居住水準の解消(10点)<br>・従前住宅が最低居住水準を下回っている割合   | ・15%以上<br>・15%未満<br>・2倍以上<br>・2倍未満<br>・50%以上<br>・50%未満   | 10<br>0<br>10<br>0<br>10<br>0                             | 15%は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準<br>2倍は国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準<br>新規団地については(2)、<br>建替団地については(3)、<br>改善実施団地については(2)又は(3)<br>いずれかの項目を使用    |
| 重要性<br>(20点)         | (1)高齢社会対応施策(5点)<br>・ <b>長寿社会対応仕様の採用</b><br>(2)環境負荷低減施策(10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備<br>(3)総合計画上の位置付け(5点) | ・あり<br>・なし<br>・1項目2点<br>①又は②の場合<br>・あり<br>・なし<br>③の場合<br>・従前住宅の老朽化率 90%以上<br>90%未満 50%以上<br>50%未満<br>・1.0≦B/C<br>・0.9≦B/C<1.0<br>・0.5≦B/C<0.9<br>・B/C<0.5<br>・1項目5点<br>①地元の要望(10点)<br>②関係者の了解<br>(2)<br>①用地の確保(10点)<br>②事業の整備状況<br>・仮住居の確保 | 5<br>0<br>10<br>8<br>6<br>4<br>4<br>2<br>2<br>0<br>5<br>0 | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する<br>環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する<br><b>指標:農民1人当り住宅延べ床面積(5点)</b> |
| 緊急性<br>(10点)         | (1)関連事業との関連<br>②長寿社会施策の必要性<br>③従前住宅の老朽化率<br>・従前住宅の耐用年数に対する経年の割合  | ①又は②の場合<br>・あり<br>・なし<br>③の場合<br>・従前住宅の老朽化率 90%以上<br>90%未満 50%以上<br>50%未満  | 10<br>0<br>10<br>5<br>0                                   | 新規団地については①、<br>建替団地については③、<br>改善実施団地については②の項目を使用   |
| 効率性<br>(30点)         | (1)居住水準向上効果(20点)<br>・費用便益比(B/C)  | ・1.0≦B/C<br>・0.9≦B/C<1.0<br>・0.5≦B/C<0.9<br>・B/C<0.5   | 20<br>15<br>10<br>0                                       | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する                                 |
| 熟度<br>(20点)          | (2)地域波及効果(10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上<br>(1)<br>①地元の要望(10点)<br>②関係者の了解<br>(2)<br>①用地の確保(10点)<br>②事業の整備状況<br>・仮住居の確保               | ・1項目5点<br>・あり<br>・なし<br>・あり<br>・候補地あり<br>・なし   | 10<br>0<br>10<br>5<br>0                                   | コミュニティの活性化:集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上:緑地整備等による地域景観の向上効果<br>新規団地については①、<br>建替団地及び改善実施団地については②の項目を使用                        |

| 対象事業                 | 評価指標  | 区分   | 配点                            | 備考   |
|----------------------|---|--|-------------------------------|--|
| ・公営住宅建設事業(公営住宅)      |   |  |                               |  |
| 評価項目<br>必要性<br>(20点) | (1)住宅困難世帯の多寡(10点)<br>・低所得階層世帯(年収500万以下)で民間借家居住の世帯割合<br>(2)需要量の多寡(10点)<br>・過去の応募倍率の平均値<br>(3)低居住水準の解消(10点)<br>・従前住宅が最低居住水準を下回っている割合  | ・15%以上<br>・15%未満<br>・2倍以上<br>・2倍未満<br>・50%以上<br>・50%未満   | 10<br>0<br>10<br>0<br>10<br>0 | 15%は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準<br>2倍は国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準<br>新規団地については(2)、<br>建替団地については(3)、<br>改善実施団地については(2)又は(3)<br>いずれかの項目を使用  |
| 重要性<br>(20点)         | (1)高齢社会対応施策(10点)<br>①新築工事については、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(国土交通省)」のうち、次の8項目を採用<br>・段差<br>・手すり<br>・通路及び出入口の幅員<br>・各部の広さ等<br>・共用階段<br>・共用廊下<br>・幅員(共用部)<br>・エレベーター<br>②改修工事については、「岩手県住生活基本計画に定める公営住宅における高齢者仕様の基準」の採用<br>・段差<br>・手すり<br>・通路及び出入口の幅員<br>・各部の広さ等<br>・共用階段<br>・共用廊下<br>・幅員(共用部)<br>・エレベーター<br>(2)環境負荷低減施策(10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備<br>(削除)<br>(1)<br>①関連事業との関連<br>②長寿社会施策の必要性<br>③従前住宅の老朽化率<br>・従前住宅の耐用年数に対する経年の割合<br>(1)居住水準向上効果(20点)<br>・費用便益比(B/C) | ・適合割合(適合項目数/整備対象項目数)<br>・0%以上~20%未満<br>・20%以上~40%未満<br>・40%以上~60%未満<br>・60%以上~80%未満<br>・80%以上~90%未満<br>・90%以上~100%<br>・1項目2点<br>①又は②の場合<br>・あり<br>・なし<br>③の場合<br>・従前住宅の老朽化率 90%以上<br>90%未満 50%以上<br>50%未満<br>・1.0≦B/C<br>・0.9≦B/C<1.0<br>・0.5≦B/C<0.9<br>・B/C<0.5<br>・1項目5点<br>①地元の要望(10点)<br>②関係者の了解<br>(2)<br>①用地の確保(10点)<br>②事業の整備状況<br>・仮住居の確保 | 0<br>2<br>4<br>6<br>8<br>10   | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する<br>環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する<br><b>(削除)</b><br>新規団地については①、<br>建替団地については③、<br>改善実施団地については②の項目を使用 |
| 緊急性<br>(10点)         | (1)関連事業との関連<br>②長寿社会施策の必要性<br>③従前住宅の老朽化率<br>・従前住宅の耐用年数に対する経年の割合   | ①又は②の場合<br>・あり<br>・なし<br>③の場合<br>・従前住宅の老朽化率 90%以上<br>90%未満 50%以上<br>50%未満  | 10<br>0<br>10<br>5<br>0       | 新規団地については①、<br>建替団地については③、<br>改善実施団地については②の項目を使用   |
| 効率性<br>(30点)         | (1)居住水準向上効果(20点)<br>・費用便益比(B/C)   | ・1.0≦B/C<br>・0.9≦B/C<1.0<br>・0.5≦B/C<0.9<br>・B/C<0.5   | 20<br>15<br>10<br>0           | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する   |
| 熟度<br>(20点)          | (2)地域波及効果(10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上<br>(1)<br>①地元の要望(10点)<br>②関係者の了解<br>(2)<br>①用地の確保(10点)<br>②事業の整備状況<br>・仮住居の確保  | ・1項目5点<br>・あり<br>・なし<br>・あり<br>・候補地あり<br>・なし   | 10<br>0<br>10<br>5<br>0       | コミュニティの活性化:集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上:緑地整備等による地域景観の向上効果<br>新規団地については①、<br>建替団地及び改善実施団地については②の項目を使用  |

備考・評価指標の変更及び削除・改正部分は下線の部分

別記1 関係

| 対象事業                | 評価項目         | 評価指標   | 区分   | 備考   |
|---------------------|--------------|--|--|--|
| ・公営住宅建設事業(特定公共賃貸住宅) | 必要性<br>(20点) | (1) 賃貸住宅ストックの質的向上 (20点)<br>・中堅所得階層(年収500万~1000万円)世帯の住戸面積の向上指数          | ・1.7以上<br>・1.7未満   | 1.7は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   |
|                     | 重要性<br>(20点) | (1) 高齢社会対応施策 (5点)<br>・ <b>長寿社会対応仕様の採用</b>                              | ・あり<br>・なし   | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する   |
|                     |              | (2) 環境負荷低減施策 (10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備 | ・1項目2点   | 環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する  |
|                     |              | (3) 総合計画上の位置付け (5点)  |  | 指標: 県民1人当たり住戸延べ床面積   |
| 緊急性<br>(10点)        |              | (1) 他事業関連の有無   | ・あり<br>・なし   |  |
| 効率性<br>(30点)        |              | (1) 居住水準向上効果 (20点)<br>・費用便益比(B/C)                                      | ・1.0 ≤ B/C<br>・0.9 ≤ B/C < 1.0<br>・0.5 ≤ B/C < 0.9<br>・B/C < 0.5 | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する |
|                     |              | (2) 地域波及効果(10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上                              | ・1項目5点   | コミュニティの活性化: 集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上: 緑地整備等による地域景観の向上効果                                 |
| 熟度<br>(20点)         |              | (1) ①地元の要望 (10点)<br>②関係者の了解  | ・あり<br>・なし   |  |
|                     |              | (2) ①用地の確保 (10点)<br>②事業の整備状況<br>・仮住居の確保                                | ・あり<br>・候補地あり<br>・なし   | 新規建設(①)と建替え(②)でいずれかの項目を計上する  |
|                     |              | 計(100点)  |  |  |

別記1 関係

| 対象事業                | 評価項目         | 評価指標  | 区分   | 備考   |
|---------------------|--------------|---|--|--|
| ・公営住宅建設事業(特定公共賃貸住宅) | 必要性<br>(20点) | (1) 賃貸住宅ストックの質的向上 (20点)<br>・中堅所得階層(年収500万~1000万円)世帯の住戸面積の向上指数   | ・1.7以上<br>・1.7未満   | 1.7は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   |
|                     | 重要性<br>(20点) | (1) 高齢社会対応施策 (10点)<br>① 新築工事については、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(国土交通省)のうち、次の8項目を採用<br>・段差<br>・手すり<br>・通路及び出入口の幅員<br>・各部の広さ等<br>・共用階段<br>・共用廊下<br>・幅員(共用部)<br>・エレベーター<br>② 改修工事については、「岩手県住生活基本計画に定める公営住宅における高齢者住居の基準」の採用<br>・段差<br>・手すり<br>・通路及び出入口の幅員<br>・各部の広さ等<br>・共用階段<br>・共用廊下<br>・幅員(共用部)<br>・エレベーター | ・適合割合(適合項目数/整備対象項目数)<br>・0%以上~20%未満<br>・20%以上~40%未満<br>・40%以上~60%未満<br>・60%以上~80%未満<br>・80%以上~90%未満<br>・90%以上~100% | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する   |
|                     |              | (2) 環境負荷低減施策 (10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備  | ・1項目2点   | 環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する  |
| 緊急性<br>(10点)        |              | (1) 他事業関連の有無  | ・あり<br>・なし   |  |
| 効率性<br>(30点)        |              | (1) 居住水準向上効果 (20点)<br>・費用便益比(B/C)   | ・1.0 ≤ B/C<br>・0.9 ≤ B/C < 1.0<br>・0.5 ≤ B/C < 0.9<br>・B/C < 0.5   | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する |
|                     |              | (2) 地域波及効果(10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上   | ・1項目5点   | コミュニティの活性化: 集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上: 緑地整備等による地域景観の向上効果                                 |
| 熟度<br>(20点)         |              | (1) ①地元の要望 (10点)<br>②関係者の了解   | ・あり<br>・なし   |  |
|                     |              | (2) ①用地の確保 (10点)<br>②事業の整備状況<br>・仮住居の確保   | ・あり<br>・候補地あり<br>・なし   | 新規建設(①)と建替え(②)でいずれかの項目を計上する  |
|                     |              | 計(100点)   |  |  |

備考 ・評価指標の変更及び削除 ・改正部分は下線の部分

改正後

別記1 関係

| 対象事業            | 評価項目         | 評価指標   | 区分  | 配点                          | 備考   |
|-----------------|--------------|--|---|-----------------------------|--|
| ・公営住宅建設事業(公営住宅) | 必要性<br>(20点) | (1) 住宅困難世帯の多寡 (10点)<br>・低所得階層世帯(年収500万以下)で民間借家居住の世帯割合  | ・15%以上<br>・15%未満  | 10<br>0                     | 15%は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   |
|                 |              | (2) 需要量の多寡 (10点)<br>・過去の応募倍率の平均値   | ・2倍以上<br>・2倍未満  | 10<br>0                     | 2倍は国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   |
|                 |              | (3) 低居住水準の解消 (10点)<br>・従前住宅が最低居住水準を下回っている割合  | ・50%以上<br>・50%未満  | 10<br>0                     | 新規団地については(2)、<br>建替団地については(3)、<br>改善実施団地については(2)又は(3)<br>いずれかの項目を使用                                  |
|                 | 重要性<br>(20点) | (1) 高齢社会対応施策 (10点)<br>① 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(国土交通省)に定める「長寿社会対応仕様1」の採用<br>② 岩手県住宅マスタープランに定める「公営住宅における高齢者仕様1」の採用 | ①を満たす場合<br>②のみ満たす場合<br>①②いずれも満たさない場合  | 10<br>5<br>0                | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する   |
|                 |              | (2) 環境負荷低減施策 (10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備                                       | ・1項目2点  | 10<br>8<br>6<br>4<br>2<br>0 | 環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する  |
|                 |              | (3) 総合計画上の位置付け (5点)  | ・指標の向上に寄与している<br>・指標の向上に寄与していない   | 5<br>0                      | 指標: 県民1人当たり住宅延べ床面積   |
|                 | 緊急性<br>(10点) | (1) 関連事業との関連<br>② 長寿社会施策の必要性<br>③ 従前住宅の老朽化<br>・従前住宅の耐用年数に対する経年の割合  | ①又は②の場合<br>・あり<br>・なし<br>③の場合<br>・従前住宅の老朽化率 90%以上<br>・ " 90%未満 50%以上<br>・ " 50%未満 | 10<br>0<br>10<br>5<br>0     | 新規団地については①、<br>建替団地については③、<br>改善実施団地については②の項目を使用   |
|                 | 効率性<br>(30点) | (1) 居住水準向上効果 (20点)<br>・費用便益比(B/C)  | ・1.0 ≤ B/C<br>・0.9 ≤ B/C < 1.0<br>・0.5 ≤ B/C < 0.9<br>・B/C < 0.5                  | 20<br>15<br>10<br>0         | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する |
|                 |              | (2) 地域波及効果 (10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上   | ・1項目5点  | 10<br>5<br>0                | コミュニティの活性化: 集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上: 緑地整備等による地域景観の向上効果                                 |
|                 | 熟度<br>(20点)  | (1) 地元の要望 (10点)<br>② 関係者の了解  | ・あり<br>・なし  | 10<br>0                     |  |
|                 |              | (2) 用地の確保 (10点)<br>② 事業の整備状況<br>・仮住居の確保  | ・あり<br>・候補地あり<br>・なし  | 10<br>5<br>0                | 新規団地については①、<br>建替団地及び改善実施団地については②の項目を使用  |
|                 |              | 計(100点)  |   |                             |  |

改正前

別記1 関係

| 対象事業            | 評価項目         | 評価指標   | 区分  | 配点                          | 備考   |
|-----------------|--------------|--|---|-----------------------------|--|
| ・公営住宅建設事業(公営住宅) | 必要性<br>(20点) | (1) 住宅困難世帯の多寡 (10点)<br>・低所得階層世帯(年収500万以下)で民間借家居住の世帯割合                  | ・15%以上<br>・15%未満  | 10<br>0                     | 15%は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   |
|                 |              | (2) 需要量の多寡 (10点)<br>・過去の応募倍率の平均値                                       | ・2倍以上<br>・2倍未満  | 10<br>0                     | 2倍は国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   |
|                 |              | (3) 低居住水準の解消 (10点)<br>・従前住宅が最低居住水準を下回っている割合                            | ・50%以上<br>・50%未満  | 10<br>0                     | 新規団地については(2)、<br>建替団地については(3)、<br>改善実施団地については(2)又は(3)<br>いずれかの項目を使用                                  |
|                 | 重要性<br>(20点) | (1) 高齢社会対応施策 (5点)<br>・長寿社会対応仕様1の採用                                     | ・あり<br>・なし  | 5<br>0                      | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する   |
|                 |              | (2) 環境負荷低減施策 (10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備 | ・1項目2点  | 10<br>8<br>6<br>4<br>2<br>0 | 環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する  |
|                 |              | (3) 総合計画上の位置付け (5点)  | ・指標の向上に寄与している<br>・指標の向上に寄与していない   | 5<br>0                      | 指標: 県民1人当たり住宅延べ床面積   |
|                 | 緊急性<br>(10点) | (1) 関連事業との関連<br>② 長寿社会施策の必要性<br>③ 従前住宅の老朽化<br>・従前住宅の耐用年数に対する経年の割合      | ①又は②の場合<br>・あり<br>・なし<br>③の場合<br>・従前住宅の老朽化率 90%以上<br>・ " 90%未満 50%以上<br>・ " 50%未満 | 10<br>0<br>10<br>5<br>0     | 新規団地については①、<br>建替団地については③、<br>改善実施団地については②の項目を使用   |
|                 | 効率性<br>(30点) | (1) 居住水準向上効果 (20点)<br>・費用便益比(B/C)                                      | ・1.0 ≤ B/C<br>・0.9 ≤ B/C < 1.0<br>・0.5 ≤ B/C < 0.9<br>・B/C < 0.5                  | 20<br>15<br>10<br>0         | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する |
|                 |              | (2) 地域波及効果 (10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上                             | ・1項目5点  | 10<br>5<br>0                | コミュニティの活性化: 集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上: 緑地整備等による地域景観の向上効果                                 |
|                 | 熟度<br>(20点)  | (1) 地元の要望 (10点)<br>② 関係者の了解  | ・あり<br>・なし  | 10<br>0                     |  |
|                 |              | (2) 用地の確保 (10点)<br>② 事業の整備状況<br>・仮住居の確保                                | ・あり<br>・候補地あり<br>・なし  | 10<br>5<br>0                | 新規団地については①、<br>建替団地及び改善実施団地については②の項目を使用  |
|                 |              | 計(100点)  |   |                             |  |

| 対象事業         | ・公営住宅建設事業(特定公共賃貸住宅)  |  |  |                             |
|--------------|--|--|--|-----------------------------|
| 評価項目         | 評価指標   | 区分   | 備考   | 配点                          |
| 必要性<br>(20点) | (1) 賃貸住宅ストックの質的向上 (20点)<br>・中堅所得階層(年収500万～1000万円)世帯の住戸面積の向上指数          | ・1. 7以上<br>・1. 7未満   | 1.7は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   | 20<br>0                     |
| 重要性<br>(20点) | (1) 高齢社会対応施策 (5点)<br>・長寿社会対応仕様の採用                                      | ・あり<br>・なし   | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する   | 5<br>0                      |
|              | (2) 環境負荷低減施策 (10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備 | ・1項目2点   | 環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する  | 10<br>8<br>6<br>4<br>2<br>0 |
|              | (3) 総合計画上の位置付け (5点)  |  | 指標: 県民1人当たり住宅延べ床面積   | 5<br>0                      |
| 緊急性<br>(10点) | (1) 他事業関連の有無   | ・あり<br>・なし   |  | 10<br>0                     |
| 効率性<br>(30点) | (1) 居住水準向上効果 (20点)<br>・費用便益比(B/C)                                      | ・1.0 ≤ B/C<br>・0.9 ≤ B/C < 1.0<br>・0.5 ≤ B/C < 0.9<br>・B/C < 0.5 | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する | 20<br>15<br>10<br>0         |
|              | (2) 地域波及効果(10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上                              | ・1項目5点   | コミュニティの活性化: 集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上: 緑地整備等による地域景観の向上効果                                 | 10<br>5<br>0                |
| 熟度<br>(20点)  | (1) 地元の要望 (10点)<br>② 関係者の了解  | ・あり<br>・なし   |  | 10<br>0                     |
|              | (2) 用地の確保 (10点)<br>② 事業の整備状況<br>・仮住居の確保                                | ・あり<br>・候補地あり<br>・なし   | 新規建設(①)と建替え(②)でいずれかの項目を計上する  | 10<br>5<br>0                |
|              | 計(100点)  |  |  |                             |

| 対象事業         | ・公営住宅建設事業(特定公共賃貸住宅)  |  |  |                             |
|--------------|--|--|--|-----------------------------|
| 評価項目         | 評価指標   | 区分   | 備考   | 配点                          |
| 必要性<br>(20点) | (1) 賃貸住宅ストックの質的向上 (20点)<br>・中堅所得階層(年収500万～1000万円)世帯の住戸面積の向上指数  | ・1. 7以上<br>・1. 7未満   | 1.7は、国土交通省の新規事業採択時評価における判断基準   | 20<br>0                     |
| 重要性<br>(20点) | (1) 高齢社会対応施策 (10点)<br>① 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(国土交通省)に定める「長寿社会対応仕様」の採用<br>② 岩手県住宅マスタープランに定める「公営住宅における高齢者仕様」の採用 | ・①を満たす場合<br>・②のみ満たす場合<br>・いづれも満たさない場合                            | 住宅におけるバリアフリー化を公営住宅で先導的に推進することにより、高齢社会対応施策の一般化に貢献する   | 10<br>5<br>0                |
|              | (2) 環境負荷低減施策 (10点)<br>・リサイクル対策<br>・次世代省エネ<br>・コスト削減<br>・浸透性舗装<br>・緑化整備                                     | ・1項目2点   | 環境負荷を軽減するための施策を先導的に行うことにより一般住宅における環境問題への対応を誘導する  | 10<br>8<br>6<br>4<br>2<br>0 |
| 緊急性<br>(10点) | (1) 他事業関連の有無   | ・あり<br>・なし   |  | 10<br>0                     |
| 効率性<br>(30点) | (1) 居住水準向上効果 (20点)<br>・費用便益比(B/C)  | ・1.0 ≤ B/C<br>・0.9 ≤ B/C < 1.0<br>・0.5 ≤ B/C < 0.9<br>・B/C < 0.5 | ・便益は、建設する公営住宅と同等水準の賃貸住宅が市場で供給されている家賃を便益とする。(耐用年数期間の総額)<br>・人口減少地域においては、地方定住効果として入居者階層の住民税収を便益として考慮する | 20<br>15<br>10<br>0         |
|              | (2) 地域波及効果(10点)<br>・コミュニティの活性化<br>・地域景観向上  | ・1項目5点   | コミュニティの活性化: 集会所、児童遊園等の整備によるコミュニティの形成効果<br>地域景観の向上: 緑地整備等による地域景観の向上効果                                 | 10<br>5<br>0                |
| 熟度<br>(20点)  | (1) 地元の要望 (10点)<br>② 関係者の了解  | ・あり<br>・なし   |  | 10<br>0                     |
|              | (2) 用地の確保 (10点)<br>② 事業の整備状況<br>・仮住居の確保  | ・あり<br>・候補地あり<br>・なし   | 新規建設(①)と建替え(②)でいずれかの項目を計上する  | 10<br>5<br>0                |
|              | 計(100点)  |  |  |                             |

## 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

### 1 事後評価実施計画の策定に関する規定について

#### ・公共事業評価実施要領 抜粋

第4 各部長は、毎年度、政策企画部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策企画部長に報告するものとする。

2 政策企画部長は、前項による各部長からの報告に基づき、条例第9条の規定により設置する岩手県政策評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで、翌年度以降3年度間における当該計画を策定する。

#### ・大規模事業評価実施要領

同上

#### ・事後評価の対象

| 事業名                                  | 評価の対象（実施要領第2第2項）     |
|--------------------------------------|----------------------|
| 道路事業                                 | 事業完了後概ね3年を経過したもの     |
| 農業農村整備事業                             | 事業完了後概ね5年を経過したもの     |
| その他の事業（道路事業、農業農村整備事業及び水産基盤整備事業以外の事業） | 事業完了後概ね3年から5年を経過したもの |
| 水産基盤整備事業                             | 事業完了後概ね3年から6年を経過したもの |
| 大規模施設整備事業                            | 事業完了後概ね5年を経過したもの     |

### 2 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

今年度においては、令和3年度から令和5年度までの3年度分の計画を策定することとし（別紙1の年次計画を参照）、各部局に対象事業を照会のうえ、以下の方針により計画案を別紙2のとおり作成した。

#### (1) 公共事業事後評価実施計画

##### 【令和3年度及び令和4年度】

- ・ 昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。

##### 【令和5年度】

- ・ 事業実施地区の多い道路事業及び農業農村整備事業について、いずれの事業にも評価対象に公共事業が該当したことから、当該事業を選定。
- ・ その他事業については、年度ごとの完了地区数が少ないため、令和4年度に3年度分（平成5年度から7年度まで）をまとめて選定する予定。

#### (2) 大規模事業事後評価実施計画

##### 【令和3年度及び令和4年度】

- ・ 昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。

##### 【令和5年度】

- ・ 道路事業及び農業農村整備事業については該当なし。
- ・ その他事業については、年度ごとの完了地区数が少ないため、令和4年度に3年度分（令和5年度から7年度まで）をまとめて選定する予定。
- ・ 大規模施設整備事業について、対象となる事業が3事業あるが、委員会での十分な説明時間を確保するため、そのうち1事業を令和6年度とする。

## 公共事業事後評価候補地区の選定方針一覧表

| 事業名            | 選定方針   |
|----------------|--|
| 農業農村整備事業       | <p>本事業の中には、様々な性格の事業があることから、次のように事業分類し、事業分類別に①再評価、②事前評価、③総事業費の優先順位で地区を選定。</p> <p>1 ほ場整備事業（各年度2地区）、2 農業水利事業（各年度1地区）、3 農道整備事業（2年度1地区）、4 中山間事業（2年度1地区）、5 土地総事業（2年度1地区）、6 防災事業（2年度1地区）</p> <p>※ カッコ内の事業分類別選定地区数は、今後予定されている事業費シェアにより算出している。今後は「ほ場整備事業」が非常に多く、次いで「農業水利事業」、「農道整備事業」という順で予定されている。</p> <p>規模の大きい地区（総事業費50億円以上）及び小さい地区（総事業費1億円未満）は除外。</p> |
| 治山事業           | 過去に事前評価を実施しており、完了後概ね3年を経過した地区のうち、総事業費の大きい5地区を選定。   |
| 林道事業           | 事前評価又は再評価を実施した地区かつ事業完了後概ね3～5年を経過した地区を選定。   |
| 水産基盤整備事業       | 以下の順に5地区を選定。<br>①漁港関係、漁場関係、漁村関係事業別の完了年の古い順、②過去に事前評価を実施した地区、③事業費の大きい地区  |
| 道路事業<br>(道路建設) | 以下の順に5地区を選定。<br>①事後評価を実施していない事業（予定も含む）、②過去に事前評価を実施した地区、③過去に再評価を実施した地区、④総事業費の大きい地区  |
| 道路事業<br>(道路環境) | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路環境課においては様々な道路事業を所管していることから、事業ごとに事前評価を実施した地区を選定。</li> <li>事前評価を実施した地区が複数ある道路事業においては、総事業費の大きい地区を選定。</li> </ul>  |
| 河川事業           | 過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。   |
| 海岸事業           | 過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。   |
| 砂防事業           | 事前評価を実施した箇所で、完了後概ね5年を経過した砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業から、事業費の大きい箇所を1箇所ずつ選定。   |
| 都市計画事業         | 事業完了地区のうち、交通量等が多い地区で都市内の課題である渋滞等が顕著であった地区を選定。  |
| 下水道事業          | 事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。   |
| 公営住宅建設         | 本事業の中には、建替事業と改善事業の2つの性格の事業がある。対象となる事業について、建替事業から1か所、改善事業から2か所該当する事業を選定。  |
| 港湾事業           | 事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。   |



## 公共事業事後評価実施計画 (案)

| 事後評価実施年度 | 事業の種類       | 事業名                 | 路線名等      | 箇所名       | 主な事業内容  | 総事業費(千円)  | 着手年度 | 完了年度 | 事前評価年度 | 再評価年度 | 備考  |
|----------|-------------|---------------------|-----------|-----------|---|-----------|------|------|--------|-------|---|
| R 3      | 経営体育成基盤整備事業 | 経営体育成基盤整備事業         | 白山        | 奥州市       | 区画整理 275.0ha<br>排水路 3,756m<br>暗渠排水 159.6ha          | 3,717,664 | H12  | H27  | -      | H22   | 意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。       |
|          | 道路事業(道路環境)  | 地域連携道整備事業(市町村道代行整備) | 宮古市道北部環状線 | 宮古市山口     | 道路改築L=1,842.3m<br>橋梁L=170.7m<br>トンネルL=318.0m        | 4,700,000 | H23  | H28  | H22    | -     | 地域医療の支援や、冬期間の安全で円滑な道路通行を確保するため、医療機関へのアクセスが向上し、道路除雪に必要な耐雪幅を確保した道路整備を行ったもの。 |
|          | 公営住宅建設事業    | 公営住宅建設事業            | 盛岡市       | 松園アパート    | 個別改善工事<br>4棟96戸                                     | 727,593   | H23  | H29  | H22    | -     | 実施内容・個別改善(居住性向上、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型)                                       |
| R 4      | 農業農村整備事業    | かんがい排水事業            | 鹿妻新堰      | 盛岡市       | 水路工 5,097m  | 970,096   | H22  | H29  | H21    | -     | 持続的な農業生産の確保に向け、農業用水の確保や水利用の安定化・合理化を図るため、基幹的な農業用排水施設を整備する。                 |
|          | 林道事業        | 林道整備事業              | 八戸・川内     | 岩泉町       | 林道改良 L=1,678m                                       | 1,207,567 | H23  | H30  | H22    | -     | 青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したものの。                   |
|          | 砂防事業        | 通常砂防事業              | 馬淵川水系     | 馬淵の沢      | 砂防えん堤 1基<br>渓流保全工 1式                                | 350,000   | H22  | H28  | H21    | -     | 本溪流は沿岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。                                 |
| R 5      | 農業農村整備事業    | 畑地帯総合整備事業           | 東奥中山地区    | 一戸町       | 畑かん施設 415ha<br>排水路 5,710m<br>農道 3,379m<br>環境保全施設 1式 | 2,189,254 | H14  | H30  | H13    | H27   | 地域の特性を活かした園芸産地の確立を図るため、畑地かんがい施設、農道や暗渠排水等を一体的に整備する。                        |
|          | 道路事業(道路環境)  | 道路環境改善事業(交通安全施設整備)  | 一般県道藤沢    | 一関市藤沢町保呂羽 | 歩道設置L=1,500m  | 272,981   | H23  | R1   | H22    | -     | 通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。                                     |

## 大規模事業事後評価実施計画 (案)

| 事後評価実施年度 | 事業の種類      | 事業名                  | 路線名等     | 箇所名     | 主な事業内容   | 総事業費(千円)   | 着手年度 | 完了年度 | 事前評価年度 | 再評価年度 | 備考  |
|----------|------------|----------------------|----------|---------|--|------------|------|------|--------|-------|---|
| R 3      | 都市計画事業     | 広域公園整備事業             | 盛岡市幸石町   | 御所湖広域公園 | 公園広場等 311.6ha  | 10,941,000 | S55  | H27  | -      | H25   | 盛岡地方生活圏におけるレクリエーション需要に応えるとともに、自然的・歴史的環境や住民の生活環境の保全機能、防災機能を果たし、地域振興を図る   |
| R 4      | 道路事業(道路建設) | 地域連携道整備事業(ネットワーク形成型) | 一般国道106号 | 宮古西道路   | 道路改築 L=3,400m  | 21,700,000 | H15  | H30  | H14    | H29   | 宮古西道路は宮古市内の交通混雑の緩和、事前通行規制区間を回避するとともに、三陸沿岸地域の高速交通体系の形成を目的とするもの   |
| R 5      | 【施設整備】     | 岩手県立盛岡となん支援学校整備事業    |          | 矢巾町     | 校舎棟：7,500.00㎡<br>寄宿舎棟：1,735.00㎡                              | 3,835,000  | H27  | H29  | H26    | -     | 盛岡となん支援学校は、県内唯一の肢体不自由の児童生徒を対象とした特別支援学校であり、県内における当該児童生徒への教育や自立支援の拠点としての役割を果たすとともに、県立教育センターと一体的に整備することにより、医療・福祉・教育の連携体制を構築し、安全・安心な教育環境を整備する |
|          | 【施設整備】     | 岩手県立療育センター整備事業       |          | 矢巾町     | 延床面積 12,643.31㎡<br>・障がい児支援棟 10,076.36㎡<br>・障がい者支援棟 2,566.95㎡ | 7,202,809  | H27  | H29  | H26    | -     | 本県の障がい児療育拠点・社会リハビリテーション拠点としての役割を果たし、医療・福祉・教育が一体となったサービスを提供するとともに、県内の障がい児・者及びその家族に対して、福祉施設、医療機関等が連携して支援するための機能・体制を強化する                     |

※参考

|        |        |           |  |        |   |            |     |     |     |   |   |
|--------|--------|-----------|--|--------|---|------------|-----|-----|-----|---|---|
| (R6予定) | 【施設整備】 | 高森高原風力発電所 |  | 二戸郡一戸町 | ・定格出力：<br>25,300kW(2,300kW x 11基)<br>・売電電力量：約5,264万kWh/年(一般家庭約15,700世帯分)<br>・制御方式：出力変動緩和制御型風力 | 12,437,830 | H25 | H29 | H24 | - | 岩手県が自ら率先して再生可能エネルギー導入の取組を進めることにより、県内の再生可能エネルギーによる電力自給率の向上と温室効果ガス削減に貢献し、更には、地域社会の発展や県民福祉の向上を図るため、地方公営企業として電気事業を運営してきた企業局の知見を活かした大規模風力発電事業を実施するもの |
|--------|--------|-----------|--|--------|---|------------|-----|-----|-----|---|---|

公共事業事後評価実施計画策定の年次計画について（大規模公共事業分を含む）

|             | 事後評価実施計画の計画年度 |     |     |     |     |        |     |     |     |     |     |     |    |    |    |          |    |               |  |
|-------------|---------------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----------|----|---------------|--|
|             | H19           | H20 | H21 | H22 | H23 | H24    | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4       | R5 |               |  |
| 評価実施地区の選定状況 | ← 選定済み        |     |     |     | /   | ← 選定済み |     |     |     |     |     |     |    |    |    | ← 一部選定済み |    | ← 今回の見直し・選定対象 |  |

事業ごとの選定状況

| 事業名        | 選定の頻度                        | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | 今回見直し |     | 今回選定 |       |
|------------|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------|-------|
|            |                              |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       | R3  | R4   | R5    |
| 道路事業（道路建設） | 毎年度選定<br>(R2年度はR5年度分を選定)     | ■   | 大■  | 大■  | /   | 大■  |     | ■   |     | 大■  |     | ■   |     | 大■  |       | 大■  |      |       |
| 道路事業（道路環境） |                              | ■   | ■   | ■   | /   |     | ■   |     | ■   |     | ■   |     | ■   |     |       | ■   |      | ■     |
| 農業農村整備事業   |                              | ■   | ■   | 大■  | /   |     |     | 大■  | 大■2 | 大■  | 大■  | ■   | ■   | ■   | 大■    | ■   | ■    | ■     |
| 河川事業       | 3年度ごとに選定<br>(3年分の候補地区の中から選定) | 大■  |     |     | /   | 大■  |     | 大■  |     |     | ■   |     |     | ■   |       |     |      |       |
| 砂防事業       |                              |     |     | ■   | /   |     |     | ■   |     |     | ■   |     |     |     |       |     | ■    |       |
| 海岸事業       |                              |     |     | 大■  | /   | 大■  | 大■  |     |     |     |     |     |     |     |       |     |      |       |
| 港湾事業       |                              |     |     |     | /   | 大■■ |     |     |     |     | ■   |     |     | 大■  |       |     |      |       |
| 都市計画事業     |                              | ■   |     |     | /   |     | ■   |     |     |     |     |     | ■   |     |       | 大■  |      |       |
| 公営住宅建設事業   |                              |     | ■   |     | /   |     | ■   |     | ■   |     |     |     |     |     |       | ■   |      |       |
| 林道事業       |                              |     |     | ■   | /   |     | ■   |     |     |     |     |     | ■   |     |       |     | ■    |       |
| 治山事業       |                              | ■   |     |     | /   |     | ■   |     | ■   |     |     |     |     |     | ■     |     |      |       |
| 水産基盤整備事業   |                              |     |     |     | /   |     | ■   |     |     |     |     |     |     | ■   |       |     |      |       |
| 空港事業       |                              |     |     |     | /   |     |     |     |     |     | 大■  |     |     |     |       |     |      |       |
| 下水道事業      |                              |     |     |     | /   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |     |      |       |
| 合計         |                              |     | 6地区 | 4地区 | 6地区 | /   | 6地区 | 7地区 | 5地区 | 4地区 | 4地区 | 4地区 | 4地区 | 4地区 | 4地区   | 4地区 | 4地区  | 4地区程度 |

※道路事業については、2010年度まで「道路建設」「道路環境」をそれぞれ毎年度実施していたが、震災対応等を考慮し、2012年度から当面は交互に実施することとしているもの。

※選定にあたっては、大規模事業を優先することとし、大規模事業事後評価を実施する事業については、原則、同年度内に同種の公共事業の事後評価を実施しないこととする（大規模事業と公共事業の地区をプロジェクト構成事業としてまとめて事後評価する場合を除く）。

大規模施設及び公共事業事後評価候補地区一覧表（令和5年度分）

別紙4

農業農村整備事業

| 令和5年度候補地区（一般公共事業） |     |             |        |       | 対象地区数（全体）   | 5 地区      |      |      |        |       | 農村建設課  |
|-------------------|-----|-------------|--------|-------|---|-----------|------|------|--------|-------|--|
| 対象地区の案            | No. | 事業名         | 路線名等   | 箇所名   | 主な事業内容  | 総事業費（千円）  | 着手年度 | 完了年度 | 事前評価年度 | 再評価年度 | 備考<br>〔県の重点施策との関連、事業目的など〕  |
|                   | 1   | 経営体育成基盤整備事業 | 天下田地区  | 花巻市   | 区画整理 30.2ha<br>暗渠排水 28.2ha                          | 484,992   | H24  | H30  | H23    | -     | 意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。                      |
| ◎                 | 2   | 畑地帯総合整備事業   | 東奥中山地区 | 一戸町   | 畑かん施設 415ha<br>排水路 5,710m<br>農道 3,379m<br>環境保全施設 1式 | 2,189,254 | H14  | H30  | H13    | H27   | 地域の特性を活かした圃産地の確立を図るため、畑地かんがい施設、農道や暗渠排水等を一体的に整備する。  |
|                   | 3   | 基幹農道整備事業    | 手代森地区  | 盛岡市   | 基幹農道 3,604m   | 1,846,190 | H2   | H30  | -      | -     | 農業地帯及び集出荷等施設を環状的に結ぶ基幹農道を整備し、農産物や農業用資材等の輸送体系を確立するとともに、市場への流通の迅速化を図り、農業経営の合理化と農村環境の改善に資する。 |
| ○                 | 4   | 中山間地域総合整備事業 | 広田地区   | 陸前高田市 | 区画整理 26.5ha<br>暗渠排水 26.4ha                          | 1,364,005 | H21  | H30  | H20    | -     | 快適で住み良い農村生活環境づくりに向け、農業生産条件が不利な中山間地域の活性化を図るため、農業生産基盤や農村生活環境基盤を総合的に整備する。                   |
|                   | 5   | 農村地域防災減災事業  | 大堤地区   | 奥州市   | ため池改修 1式  | 193,654   | H24  | H30  | H23    | -     | 農地・農業用施設等の災害を防止するため、老朽化したため池、取水施設又は幹線用排水路の補強や改修を行う。                                      |

対象地区として選定した理由

1 事業完了後概ね5年経過した地区（H30完了地区）から、上記選定方針に基づき候補地区を選定。  
 ① ほ場整備事業（各年度2地区）：天下田地区（対象1地区のみ） ② 農業水利事業（各年度1地区）：東奥中山地区  
 ③ 農道事業（2年度1地区）：手代森地区 ④ 中山間事業（2年度1地区）：広田地区  
 ⑤ 土地総事業（2年度1地区）：H30完了地区なし ⑥ 防災事業（2年度1地区）：大堤地区  
 2 候補5地区のうち、再評価を実施している「畑地帯総合整備事業東奥中山地区」を第1候補とし、事前評価を実施しかつ事業費が大きい「中山間地域総合整備事業広田地区」を第2候補としたもの。

道路事業（道路環境）

| 令和5年度候補地区（一般公共事業） |     |                    |                |            | 対象地区数（全体）   | 4 地区     |      |      |        |       | 道路環境課                                 |
|-------------------|-----|--------------------|----------------|------------|-------------|----------|------|------|--------|-------|---------------------------------------|
| 対象地区の案            | No. | 事業名                | 路線名等           | 箇所名        | 主な事業内容      | 総事業費（千円） | 着手年度 | 完了年度 | 事前評価年度 | 再評価年度 | 備考<br>〔県の重点施策との関連、事業目的など〕             |
| ◎                 | 1   | 道路環境改善事業（交通安全施設整備） | 一般県道 藤沢大籠線     | 一関市藤沢町 保呂羽 | 歩道設置L=1500m | 272,981  | H23  | R1   | H22    | -     | 通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。 |
| ○                 | 2   | 道路環境改善事業（交通安全施設整備） | 主要地方道 岩泉平井賀普代線 | 田野畑村切牛     | 歩道設置L=1000m | 175,184  | H26  | R1   | H25    | -     | 通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。 |
|                   | 3   | 道路環境改善事業（交通安全施設整備） | 一般県道 日詰停車場線    | 紫波町日詰      | 歩道設置L=300m  | 97,530   | H28  | R1   | H27    | -     | 通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。 |

対象地区として選定した理由

通学路の安全確保を図った事業であり、完成後の整備効果及び住民意見を把握したい地区の内、事業費が大きい地区を選定。

大規模施設整備事業

| 令和5年度候補地区（大規模施設整備事業） |     |                |      |     | 対象地区数（全体）  | 1 地区      |      |      |        |       | 障がい保健福祉課   |
|----------------------|-----|----------------|------|-----|--|-----------|------|------|--------|-------|--|
| 対象地区の案               | No. | 事業名            | 路線名等 | 箇所名 | 主な事業内容   | 総事業費（千円）  | 着手年度 | 完了年度 | 事前評価年度 | 再評価年度 | 備考<br>〔県の重点施策との関連、事業目的など〕  |
| ◎                    | 1   | 岩手県立療育センター整備事業 | -    | 矢巾町 | 延床面積 12,643.31㎡<br>〔障がい児支援棟 10,076.36㎡<br>障がい者支援棟 2,566.95㎡〕 | 7,202,809 | H27  | H29  | H26    | -     | 本県の障がい児療育拠点・社会リハビリテーション拠点としての役割を果たし、医療・福祉・教育が一体となったサービスを提供するとともに、県内の障がい児・者及びその家族に対して、福祉施設、医療機関等が連携して支援するための機能・体制を強化する。 |

| 令和5年度候補地区（大規模施設整備事業） |     |                   |      |     | 対象地区数（全体）                       | 1 地区      |      |      |        |       | 教育委員会教育企画室   |
|----------------------|-----|-------------------|------|-----|---------------------------------|-----------|------|------|--------|-------|--|
| 対象地区の案               | No. | 事業名               | 路線名等 | 箇所名 | 主な事業内容                          | 総事業費（千円）  | 着手年度 | 完了年度 | 事前評価年度 | 再評価年度 | 備考<br>〔県の重点施策との関連、事業目的など〕  |
| ◎                    | 1   | 岩手県立盛岡となん支援学校整備事業 | -    | 矢巾町 | 校舎棟：7,500.00㎡<br>寄宿舎棟：1,735.00㎡ | 3,835,000 | H27  | H29  | H26    | -     | 盛岡となん支援学校は、県内唯一の肢体不自由の児童生徒を対象とした特別支援学校であり、県内における当該児童生徒への教育や自立支援の拠点としての役割を果たすと同時に、県立療育センターと一体的に整備することにより、医療・福祉・教育の連携体制を構築し、安全・安心な教育環境を整備する。 |

| 令和5年度候補地区（大規模施設整備事業） |     |           |      |        | 対象地区数（全体）   | 1 地区       |      |      |        |       | 企業局業務課   |
|----------------------|-----|-----------|------|--------|---|------------|------|------|--------|-------|--|
| 対象地区の案               | No. | 事業名       | 路線名等 | 箇所名    | 主な事業内容  | 総事業費（千円）   | 着手年度 | 完了年度 | 事前評価年度 | 再評価年度 | 備考<br>〔県の重点施策との関連、事業目的など〕  |
| ◎                    | 1   | 高森高原風力発電所 | -    | 二戸郡一戸町 | ・定格出力：25,300kW(2,300kW×11基)<br>・発電電力量：約5,264万kWh/年（一般家庭約15,700世帯分）<br>・制御方式：出力変動緩和制御型風力 | 12,437,830 | H25  | H29  | H24    | -     | 岩手県が自ら率先して再生可能エネルギー導入の取組を進めることにより、県内の再生可能エネルギーによる電力自給率の向上や温室効果ガス削減に貢献し、更には、地域社会の発展や県民福祉の向上を図るため、地方公営企業として電気事業を運営してきた企業局の知見を活かした大規模風力発電事業を実施する。 |

◎：第1候補 ○：第2候補

## 審議結果報告(案)

令和2年 月 日

岩手県政策評価委員会  
委員長 加藤 徹 様

岩手県公共事業評価専門委員会  
専門委員長 小笠原 敏記

## 公共事業の再評価に係る答申について

令和2年6月5日付けで諮問の通知のありました公共事業の再評価について、令和2年〇月〇日開催の第〇回公共事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

## 記

## 1 農道整備事業 裨主地区(軽米町)

## 【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は(妥当・妥当ではない)と認められる。(ただし、次の意見を付す。)

## 2 林道整備事業 平根山線(陸前高田市)

## 【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は(妥当・妥当ではない)と認められる。(ただし、次の意見を付す。)

## 3 広域河川改修事業 二級河川気仙川(陸前高田市、住田町)

## 【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は(妥当・妥当ではない)と認められる。(ただし、次の意見を付す。)

## 4 火山砂防事業 一級河川北上川水系平笠東沢(八幡平市)

## 【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は(妥当・妥当ではない)と認められる。(ただし、次の意見を付す。)

## 5 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(盛岡市)

## 【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は(妥当・妥当ではない)と認められる。(ただし、次の意見を付す。)

## 例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
  - (1)・・・すること。
  - (2)・・・すること。      など

政 推 第 140 号  
令和元年 10 月 9 日

農 林 水 産 部 長 }  
                          } 様  
県 土 整 備 部 長 }

政 策 地 域 部 長

公共事業事前評価に当たっての留意事項について

令和元年6月に岩手県政策評価委員会に諮問し、9月に答申を受けた公共事業の評価について、10月8日の庁議において別紙のとおり対応方針を決定しました。

今回の答申において、事前評価に係る提言がなされましたので、事前評価の実施に当たっては、下記の内容について、ご留意願います。

記

○ 事前評価に当たっての留意事項

事前評価に当たっては、過去の類似事例を参考に調査・設計を行うなどにより、事業着手後に事業費の著しい増額が生じないように努めること。

なお、過去の類似事例を単に前例踏襲するのではなく、個別の事業箇所の特異要因等を踏まえて、事業費増額の防止に努めること。

令和元年9月24日

岩手県知事  
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会  
委員長 加 藤 徹



公共事業の再評価について（答申）

令和元年6月6日付け政推第23号で諮問のあった公共事業の再評価について、下記のとおり答申します。

記

1 公共事業の再評価

(1) 林道整備事業（森林管理道鷹ノ巣・鰻沢線 葛巻町）

【審議結果】

「事業継続」として県の評価は妥当と認められる。

(2) 地域連携道路整備事業（地域密着型）（一般県道大川松草線 岩泉町）

【審議結果】

「事業継続」として県の評価は妥当と認められる。

(3) 通常砂防事業（二級河川普代川水系 普代村）

【審議結果】

「事業継続」として県の評価は妥当と認められる。

(4) 総合流域防災事業（地すべり）（一級河川北上川水系 八幡平市）

【審議結果】

「事業継続」として県の評価は妥当と認められる。

(5) 都市計画道路整備事業（都市計画道路荒瀬上田面線 二戸市）

【審議結果】

「事業継続」として県の評価は妥当と認められる。

2 今後の公共事業評価に当たっての留意事項について

事前評価に当たっては、過去の類似事例を参考に調査・設計を行うなどにより、事業着手後に事業費の著しい増額が生じないように努めることを提言します。

## 公共事業評価の答申への対応方針について

令和元年6月6日に岩手県政策評価委員会へ諮問し、同年9月24日に答申を受けた公共事業の再評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

### 1 対応方針

・「林道整備事業（森林管理道鷹ノ巣・鰻沢線 葛巻町）」（農林水産部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。

・「地域連携道路整備事業（地域密着型）（一般県道大川松草線 岩泉町）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。

・「通常砂防事業（二級河川普代川水系 普代村）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。

・「総合流域防災事業（地すべり）（一級河川北上川水系 八幡平市）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。

・「都市計画道路整備事業（都市計画道路荒瀬上田面線 二戸市）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の事業実施にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。

### ○今後の公共事業評価に当たっての留意事項について

委員会からの提言を踏まえ、事前評価に当たっては、過去の類似事例を参考に調査・設計を行うなど、事業着手後に事業費の著しい増額が生じないように努める旨、各部局へ、周知・徹底を図る。

### 2 【参考】岩手県公共事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和元年6月11日 第1回専門委員会（諮問審議）
- ・ 令和元年7月8日 第2回専門委員会（現地調査）
- ・ 令和元年8月6日 第3回専門委員会（継続審議）
- ・ 令和元年9月11日 第4回専門委員会（答申案の検討）